ヌ 6
9206
B 3 (1)

倫理
論文

良心起原論

大西祝

良心起原論目次

緒言　一丁、二丁

第一章　良心とハ何ぞや　自三丁至廿六丁

第二章　良心の起原　自廿七丁至百三十三丁

第三章　倫理學上此論の價値　自百三十四丁至百三十八丁

附録

良心作用の目的物たる動機、意趣及行為

自百廿七丁至百五十丁

早稲田大学図書

良心起原論

緒言

良心起原論てふ表題を見たるばかりにて既に心中一團の疑を起し此のごとき論に到底帰着する所のものてはあらざる乎と問ふ者も或はあるべし成程良心の起原に就いては異説紛々たるに相違なく又新たに説明を試みんは甚だ困難なる業なるは相違なるべし然れどもそれをば理由として此論は遂に帰着する所のあり得べからざるものゝ猶ほ徒らにそを試みるは所謂空論を弄ぶ者なりと一も二もなく獨斷に居る論者あらば予は不幸にしてその如き輩らに向つては云ふべき言の葉を知らざるなり然れどもそれ程

まで之獨斷的又懐疑的の思想より[illegible]問題の攷究を見て無益の業と思ふるのみの又中より吾が此論[illegible]攷究に於て踏まんとするの行路を[illegible]ば[illegible]吾と共に辿るを敢て厭はざる者[illegible]あるべし、よし又世の如き人は無しとするも此問題の攷究は先づ角力を取りては打捨て置て可らざるものなりしなり、恐くは或學者は又云ふならん、良心起原論は常に[illegible]を推究する人々の思ふが如く倫理學攷究の上に益する所のあるものなれば、良心はその初め如何かしてまたれば[illegible]そもそも何の為に現在の德義の性質又其價値より毫末の變更をも來すものあるかと、果して此問題の攷究は倫理學に益する所の無き、若しくは至て少きものなる乎、果して德義の價

値又其性質に影響する所のものなる乎、是れ正さしく吾が後に陳述する所を待て始めて斷定し得べき論の一なれども姑く假りに右等者の言の如くしるとせば此問題の攷究は他の故を以て心に一種特別なる心的現象に就いて吾人の知識を廣うするの一助となるに見て決して忽にすべからざることは明らかなれども然れども此問題の真に如何なる價値を有する乎又吾が論述の果して其問題を説明するに堪ゆる乎は吾が是より開陳せんとする所論の全部に就いて判ずるを希はざるを得ず、

吾が此論を讀む者は良心起原の考説の関する批評的の部分と建設的の部分との間に其論究の趣に於て頗る相異る所のあるに氣附くべ

し彼より此に移るに当りてハ恐くは全く別種の哲学的思想に遭遇するが如きの思ひあらん是れ蓋し批評の部分に於てハ其間に介する所主として西洋近世の哲学（殊に英国哲学）に現出せし良心起原の考説なるが故に専ら其哲学の精神を維持したまひしが考説を建設せんとするに当りてハ右と異なる哲学の必要を感じたればなり

即ち第一章の論の批評部と建設部との論旨の趣に左異の存するは建設部に於てハ

本章は主として良心起原の説明を試みたるものなり

批評部に於て陳述せる考説とハ全く異なりたる方角より試みたるが故なり

第一章

良心とハ何ぞや

路行く貧者あり人なき露地に財嚢の遺失あるを発見せしと想像せよ誘惑に云ふ貧の盗ハ恐くはそを懐ふて立らんとの欲を起すべし然し又立と共に一種無類の心識を感じ乗りて其欲念を異にするものあるべしこの心識と知覚するもの此貧者は右の心識の何の故に現はれ何の処より来るを知らずして然れども只心中を顧みれば甚心識の傷如として其居を占むるあるを見んそれを面せずとハ欲するも面せざるを得ず

心識と云ふハ（倍）独逸語のベヴストザインの意にて用ひ即ち何にても心に覚知せられたる事ハ皆心識の一部分なるなり

そを敢はんとかもるル容易く敢ふを得ずべし

[illegible]て走りたらんのは財を保ちまたは拘ふる右の財産を懷ふ跡を収むべきもの[illegible]ほすせ[illegible]欲念は立所に消ち足りて甚を為さんとするもの如く我心の安堵を奪ひて一種不快の感覺を催起し来るべし即ち富わ「為してはならぬ」と禁めたる心識は今わ「為してはならぬ」と云ふ心識となり更りて第感されの為に壓倒せられて折角充したる欲念は遂にその中夢かき[illegible]人世に此特殊の心識を名けて良心の感覺又良心の命令と云ふ又更に形容の語を用ひて良心の聲とも云ふ又その聲の最と厳粛なるを以て無上の權威を以て語るが如く思はる故に或は此を宗教的の思想と

附加して神の聲と云ふ者もあり

夫れ世に義務と名くるものは[illegible]良心の厳粛なる、權威ある聲の発表したるものにして[illegible]如何なる欲念も如何なる感情も皆此義務に対して一念の間に跪くべきものなり義務の至る所之に抗するを得ざるは是れ吾人の胸中を闊歩する唯我独尊者にして[illegible]その吾人に語るや一言の佞辭を雑へず[illegible]命するや一毫の強迫を用ひず只吾人に告げて為すべし為すべからずと云ふ其強迫は自由の強迫なり噫義務は是れ何たるぞ[1]カントは呼んで噫義務よ此驚くべき一念よ爾の出で来りし源は何の處とあるか乎と云へり

[1] カント「クリティーク、デル、プラクティシェン、フェルヌンフト」第九十一頁（ハルテンシュタイン）第五冊

夫れ良心の起源は、吾人の窮理の心より迫る一大問題なるかを[illegible]
人のは先づ良心とは如何なるものなるや[illegible]
[illegible]置かざる可らず。良心とは倫理の書に日常の語法に慣
用する所なれども、其意義は決して始より判然たるものと假定し置てを
得ず。殊に倫理学者の論議せる所を見るに、往々それを一派一偏の學
説に牽強附會するの傾あるが如し。而して其心識と相隔離すること
無き能はず。故に予が茲に良心の性質を辨明するに当りては敢て既に
一派の學説を立てそれを事実に附會するを為さず、專ら普通
の心識を発表せる日常の言語に其心識を求めて而して[illegible]
[illegible]包含[illegible]ものを求めて[illegible]
[illegible]予の考究の起点を為
さんと欲せるなり。故に其起点の正否の如何は之を吾人の心識に訴ふるより
外なしとして判定し得るの道なきを以て、尤も経験を基とせる考究のみなるが如
なれども、之を吾人の心識に訴ふるより外なきを
は勿論なれども、殊に茲に論述せんとする所の如きは必
然の真理なりと称するものなれば、演繹し来るまでに押なべて普
通の心識と思はるゝものをば考究の起点とするなれば、其起点の正否を定め
は全く吾人の心識の上に懸ることなれば、蓋し這般の考究に於て
取るべきの道は予の茲に取る所なり。猶ほ適当なるものあらば[illegible]
なり。

詳[illegible]論
[illegible]置かざる可らず
今[illegible]
[illegible]
[illegible]

予は是より良心の何たるを説明せんとす即ち其作用の固有特殊の点を掲げて其性質を明かにせんと欲す俱に其起原発達を論ずるの必要なり

始めて発見し得べき性質は姑く措き茲には只だ其起原発達の如何を掲ぐるのみ

(現在の心識を省みて直ちに良心の作用と見做さるべきものを挙ぐる過きず即ち現在の心識の現はれたる事実を掲ぐるに止まり其事実の生起由来の沿及せざるを

此章の成一部は思くは此論の中にて最も面白からざる部分なるやを知るべからず然れども先づ此部分を直直せずは後の事に良心の起原を探ぐんとする時に当り良心てふ者それ自身の漠然たるまとまりなき結ばざるべし

行路

※故に本章が此章の特殊性を欠ハ客観的良心の表面的の性質にして其表面的の性質を論微根本の性質を訴ふるまでの見を訴ふて心其起原を説明し後の例を始めて明かにすべきものなるべし

豈に心すべきの情なんや然れども志す所の産業は難歩の険路上に掲げる多者の財産を盗まんとする例を以て知るべし良心の作用は之を決行前と決行後とに分つて

先づ決行前の方より説き始めんに良心の作用は決して単純なるものにあらず

否寧ろ掲ぐに又心の能力とは全く特別なるものを指して云ふなり

掲ぐる良心の作用を分析すれば二三の区別あり

者例へ就きて云へば先づ良心の作用として著く心を注ぐ事

るものは行為を禁ずる心識即ち或事を為さんと欲する

心識の中

そを引き止めるものあるを賛成する心識あれども場合によりては或行為を禁ずるより外なく宰子の父母の行為を促せる心識の強を賞

此奨励的と禁止的との心識は又其の方角に向って働くものなり

譬へば一は押し一は引く力の如し或人は恐くは西極の心識をば四一様なる俗用の表裏の面と見て做一方より見れば禁止的、一方より見れば奨励的と云ふが如き考へなるべし又一か考へて弱へ不都合なきを以て例れども時と場合とによりて或は著く禁止的、或は著く奨励的と云ふ例は右の宰子の場合にては寧しくどちらとも為る者なるべし

裏がへして見れば他人の所有権を奪ひ盗の行為を禁止する心識を作

云ひ得ざる

心識

奨励的の心識なりと云ふ事はあれども現に著く心識を深ぶ来るものは奨励的の心識なり

禁止的の心識なり之を又一一嬰児の路傍に位置するを見る時は一考を一投足の学者も取ればすべて其場を立去らんとする心を禁ずる禁止的の心識なり

宰子の父母を救ふとする奨励的の心識を深ぶるを通常とする即ち立ぬを場合なれば斯くてはならぬと云ふ心識を深ぶるなり斯くてはならぬ故に禁止的と奨励的との心識は

均しくふとする者なるべしと見極めて

良心の作用は

考へは法行前に於ては禁止的と奨励的との二様に発現して彼の通常シテハイケナラヌ又セネバイケナラヌと云ふ語は即ち其の中間を表す

出決行之前の良心の作用

る者あり、此心（作用の）を名けて良心の命令と云ふ、又良心の命令と云ふ事
柄を名けて義務と云ふ、義務と云ふ義務は我々の束縛を意味するものなれ
ども、甚束縛は外部より強いて押附くるものなれば、外部より我
心の自ら我心に負はせる一種特別の束縛なり、或は之を道徳上の
束縛と云ふ、此束縛といふの心識を義務の念又は義務の感覚
と云ふ、此義務の束縛は、今云ふ如く外部（決して）の束縛と同日
（すべからざる）の事にあらず、否外部の束縛は全く（交）現はれ来たるものなり、
義務と云ふ感覚の起原を溯りて言へば、現在の心識（ばいと）知らば現在の心識
みれては此両者は全く別のものと見做さざるを得ず、外部（遣し）
の束縛は我身を囲繞して我信ずる所を挫かんとする

ル我義務は我を導て真理自由の保護者たらしむるの場合少
なからざるなり。

良心の作用はその命令と称せらるるものなれば、又他の辺より見る時、
即ち日常の言語に或事をいひてハナラヌ又はセネバナラヌと知りて、
そを為せ或は為さずと云ふのみなれども、そをヨクナキ事又は
ヨキ事と知りて為せ或は為さずと云ふてもあり、此ヨイと云ふヨク
ナイと云ふは一種の判別を表ずる語にして通
常の言語に従へば是れ良心の作用と見るべきなり、此判別は一を
ヨイと褒め一をワルイと貶す褒貶の判別にして早く知力的
のものなれば、蓋し二と四との加はるは少なしと見るべ

ある此心(作用)を名けて良心の命令と云ふ又良心の命令する事を名けて義務と云ふ義務は我身の束縛を意味するものなれ
ども束縛は外部より強いて押付くるものなれば外部より我
心を負はする一種特別の束縛なり或は之を道徳上の
義務と云ふ此束縛を心識を義務の感覚又は義務の感覚
と同じ此義務の束縛は今云ふ如く外部(決して)の束縛と同じ
ものなれば否外部の束縛と全く(又)別なり現はすことさへあり
ばこの感覚の起原を溯りて云ふ(ざるべし)と知りて外部
は此両者は全く別のものと見做すことを得(ざるべし)(蓋し)
束縛は我身を囲繞して我信ずる所を挫かんとする

我務は我を束縛して真理自由の保護者たらしむるの場合少
(ざるべし)

作用はその命令と称するものなり此まゝに又他の辺より見る時
は自尊の言語なり或事をしていはしむ又は止セしむと知りて
ある事と知りて或はあるべしと云ふてもあり此ヨクトと云ふ
ものは一種の判別を表する語ぶりへ通ぶ
言語を従へば是れ良心の作用と見るべきなり此判別は一を
と褒め一を悪しと貶す褒貶の判別なり四早く知力的
なれば蓋し二と四との加はる少きと見るべし

(1) 茲に褒貶の判別と云ふは語を
[illegible]
故に或を褒貶
又或まる貶をとるはそれを
是とし又それを非とまし云
ふ同意ありと知るべし

きは或は全く感情の分子なき知力的の作用と見て可なるの人かるれども善悪を褒貶する良心の作用は大みそと異なりて感情を以て満ち充たされたる判別なり此題ゐれては醜美を分つ

美術的の判別と頗る似たる所ありて云はゞどちらも感情に浸されたる判別なり凡そ紙力的の判別と名くるものも多くは感情の作用の多少之に伴はざるは無きなれども殊に善悪醜美と名くる判別は感情の分子の甚だ著明なるものなり或は之を感別(風流を感ずる作用)と名くるも可なり

今感別の上より良心の作用を見るに美悪の褒貶に合まり居る感

1) 俗にヨイと云ふワルイと云ふ語は畢竟之を発語とするばかりにても既に充分その感情的の分子を含むものの大なるを認め得べし

覺は一種の景を廣き意味にて快不快の感覺なるを得べし ヨイと褒めワルイと貶すは略ぼ之に伴はざるの行為を對して一種の快不快の感覺を伴ふは恰も醜美の如き對して一種の快不快の感覺を伴ふが如し此両種(道徳的と美術的)の感別の感覺は相似たる所あるは其の同一なる嗅覚を用ひて美醜又は臭と美なる者の我が心を喜ばしむる快味を表せるにても知るべし即ち我身を犠牲にして他人を救ひたる仁人義士の行為を對しては嗅よい哉と褒め又夕陽樹林を映し雨雪山脈をさまよふ天然の美景を指しても同じく嗅よい景色かなと褒む此の如く両種の感別には頗る相似たる所ありて其の均しく快不快の感覺を呈せるは

[illegible]

甚快不快の感覚のみ各〻特殊の所ありて必ず全く混同すべきものあるべし甘味を嘗めて覚ゆる快的の感覚と美景を接して得る快的の感覚とは固より之を快的の感覚と名くれども各〻それ〻の特色ありて吾人の現在の心識に於ては決して同一の感覚とは現来らざるべく美景を接して得る快的の感覚と甘味を行る舌に感ずる快的の感覚とは

ヘルバルトは倫理学に於ては道徳的美術的両種の感覚は甚だ相異なる所なく道徳的の感覚は美術的の感覚と同一なりと云へり然れども此両種の感覚の相違なく似たる所を掲げて甚相異れるものなるを外ずず又或は善を快的の感覚とせざるものは四種類に只強弱の差別あるのみ即ち快なる感覚それ自身みれば毫も差別なしとせども是れ思ふに恰も性質を快感とする強弱の色を逆ひ一様見なす人等しく同一の物を附せるが如く甘を谷特殊の感覚とせざるべからず譬言は同じく色と云へども赤と青とは只強弱の差別として現来らずして種類の差別として現来るが如し又譬言は一言に物質の運動と云へども座連の差別の外に方角の差別あるが如し或一の方角を取らずして只座連の差別のみある

故に決して同一の感覚として現来らざるべし

且又善悪を区別する良心の作用を見るに或事物を見てそを可と褒むる心識あるは自ら其事物の方に引かれて傾く氣味ありて之を又一種の或事物を厭ふ心識を賤むるは自ら其事物の方に引かれて傾く氣味ありて之を又一種の或事物を厭ふ心識を賤むるは即ち一種の嫌味あり即ち一種の排斥は引き寄せられ一種の排斥は押し返さるゝ心地あり一の心地は善を嘉すと云ふ語を表し一の心地は悪を悪むと云ふ語を表す善を嘉し悪を悪むの感覚は一の事をしいてハナラヌと云ふ又一の事をしいてハナラヌと云ふ心識とは自ら別

運動は抽象的の假想と區別し切に只だ強弱の差別のみありて種類の差別なき性感の如き抽象的の假想と同きものと思はる如何なる心理的の作用か一の快感を一他の快感と異なるものとなすかは是れ自ら別論にして他の快感の種類を以て相異なるとなすは毫も妨げざるなり又或人は現在の心識に於ては相異れりとも其人かるれども快感を快感として異同ありそを現実感ずる所なりて

ちるものたれとも然れとも共に良心の作用と見るものすて後者[1]
をのみ良心の作用と云ひ前者を一か云はさるの理由あるを見す（右後者のみ）
良心て意義を限定せる者なりと思ひなす
常の言語の指示する虚背

今共に望すく良心の作用と見るもの寡し
賞と義務の心識とを軽ふるの前者と相
きもされ又は押し返さ心地ありて之を又て後者に於ては
我が内より押し出し又は我内より引き止めるの心地あり若し後者
を自動的と云ふを得は前者を被動
的と云ふを得ちる「しし」
「子バナラヌ」と云ふ心識を名けて良心の命

[1] カントの説しめく良心の作用は全く快不快の感情を除去して只ただ道徳の法則を掲くるの心識なりと云ふ我邦の心識の説を取るより但し之を就きては更に後の節なるの極論あるべし

今と云ひ今更ら之を形容して良心の衝動と云ふを得べし又善
悪を褒貶する心識を名けて道徳的の感覚と名け得べし

右陳べしめく感覚の巳に就いて云へは善悪の褒貶は二種特別の快不快
の感別なり之を名けて道徳的の感覚と云へとも其の褒貶の感覚
の一巳のみなるに又知識的の巳あるを明すに一の事を善と云ひ又一の
事を悪と云ふは特殊なる快不快の感覚のみなるに其事を善又
悪と見てくる知力的の判別あるに右の感覚に伴隨して（寧ろそれと
結合して）両者相離るゝを一個特別なる此知力的の判別を
表するは善悪なる語の外に正邪等の語あり蓋し一の事を正と云ひ
又一の事を邪と云ふ時は道徳的感別の巳に就いて云ふなる寧ろ

道徳的識別の上に就いて考へるのみならず思ハる（此識別は如何なる事柄を善又は悪又は正と云らぬなるを悪又邪と云ふかは今此事の為に判定せんとする問題なるのみ只々正邪又善悪なる語を表する和力的の判別あるをを指摘するのみ）（今云（一の事物に対）様）の作用を発起する前後は殆と辨別可きの有様あり先づ感別ありて而して後に識別するか時に先づ識別ありて而して後に感別ありて吾人現在の心識に於ては必ず孰れを後と定むるを得ず思ふに一の事を見て其道徳上の價値を認識するには道徳的と名くる一種の快感を感ずるとか指導するとありて右の（認）識を来すこともあるまたこの共行なる道徳的の感覚を起すこともあるの事

亮なる感別と識別との前後を分たんとすれは無用の業なり（[illegible]）同一の目的物に吾人の感情的の上を以て接する（れ）ば善（寄ろ）悪の感別とあり知識的の上を以て接する（れ）ば善悪の識別とあるを置きかへて（敵して）（ずと云ふを勝れりとも）別物に対して発する（せらるる）ものは又必ず前後を為して発するものはあり感別と識別と相分離して（一般の）移るは當に良心の作用と（のみ）なるべし（おいて）人の心作用（的）に於て感別と識別（的の心）との差異（知）合して（簡）両者の相密着して殆と一幹（簡）となる（以て云ふべし）今比喩を（の理ありまあり）

善悪の褒貶と名くる一種の刺

別は識別と感別とをあざなくる一倫の綱目に似たりと云ふべし。

上来陳べたる所を考へれば決行の動機に於ける良心の作用は少くとも二様の趣あるを見る。一は義務の観念（言の換へれば義務の後動）に対する心識又は感情（感別と識別との間のみなる）、他は善悪の感別と識別とよりなる。而して此義務の心識と善悪の復照（言の換へれば）善悪の判別なり。更に此判別を分析すれば、善悪の感別と識別とよりなる。而して此義務の心識と善悪の復照との間に相互の密接なる関係あり。

1) 善悪の復照は感別と識別との二要素あるとは上に陳べたる所なれども、其特殊なる区別得べき半と間の者なり。成程一の事をシテハナラヌと云ひ又一の事をセヨハナラヌとのみは一倫の動別なれども、其実シテハナラヌ、セヨハナラヌと云ふ心識を、各々義務の賢と見れば、それを或は知識的の作用、或は感情的の作用と見做すべき理由なれども、猶ほ一層深く吉人の心識に立入りて考へれば、右義務の心識は純粋たる知力的の判別

て心識の現来るなり。既に述べたる如く、此衝動は外物を指して此方の受身なるし感ずるなり。一倫の感覚とは同一なれども、尤も此衝動を名けて極く薄き意味の感覚と云ふは敢て不都合なきなり。然れども其特殊なる性質を表出するを感覚と云ふ。若しくは識別、若しくは識別の作用、若しくは者物を附したる方面なりとす。此義務の心識の起原を論究したる後ならでは、或は猶ほ一歩を進めて其分析説明を為し得るの期なれども、古義務の心識を生ずる事相たるのみ陳ずる処なれば、此別の名称を附すべきと考へるなり。

1) 善悪の感別の場合の例（は賦裏の若しくは嫌悪の感覚の若しくは快不快の感覚を伴ふと云ふ義務の心識の特殊性質の心識なり。

の場合の如く心識の現来るなり。既に述べたる如く、此衝動は外物を指して此方の受身なるし感ずるなり。一倫の感覚とは同一なれども、尤も此衝動を名けて極く薄き意味の感覚と云ふは敢て不都合なきなり。然れども其特殊なる性質を表出するを感覚と云ふ。若しくは識別、若しくは識別の作用、若しくは者物を附したる方面なりとす。此義務の心識の起原を論究したる後ならでは、或は猶ほ一歩を進めて其分析説明を為し得るの期なれども、古義務の心識を生ずる事相たるのみ陳ずる処なれば、此別の名称を附すべきと考へるなり。

1) 善悪の感覚は賦裏の若しくは嫌悪の感覚の若しくは快不快の感覚を伴ふと云ふ義務の心識の特殊性質の心識なり。

をしはかるに強く且明なる人之と異らず兄弟相和し朋友相親しむ
おのゝき行るゝ彼の所謂る義務の聲、彼の所謂る良心の命令を聽い
て始めて為すべきを為すべし寧ろ多くの人は世事をヨシとして嘉みするの
心より為すべきを為すべしと思ふ此の如く善悪の感覚が最も著き場
合としてハナラヌ、セヨハナラヌと云ふ心識の最も著き場合とはあるべしと雖
そを全く分離して明らかに世間の前後を立つるは至て難し然れども強ひて前
後を立てんと欲せば或は又或は場合それは善悪の判別(識別)又は感
別)を先と視へ義務の心識を後と見るも可なるが如し
の言語ヨイ事はセヨハナラヌと云ふは極く自然
な間柄なれども世子ハナラヌ事はヨイと云ふは多少意異なる間柄

氣味なき能はざるべし。

決行前の良心の作用は今近陣したる所の敵に決行後の作用は
主として感情的の働なるべし

△甚特殊の趣を解せん

決行前の作用は見聞的の作用なり

決行前の行として義務の心識として現はるゝ追従して決行後の行として
来る作用は世事義務を果し或は果さざるの心識なるの一種の
快不快の感覚なり義務を果したる心識なるは快的の感覚を
良心の喜と云ふ良心の平安と云ふ又は不快的の感覚
を良心の責(苦痛)若くは世間(他の諸)不安と云ふ此事あるは或人々に取
りては諸(他の諸)の他の世界又は(他)の苦痛の後に代る一日あるべし特(殊)の趣

を有するのみならず、得て及ぶべからざる力を有す。假へ自己をくじ
水火を踏むとも、我良心の平安は仮令と思ふ者多きが如し。
めんとする富貴榮華もなほ我胸中の焦る所の
良心の苦悩を癒すに足らざると感ずる者多きが如し。良心の
苦悩は其軽き場合にあっては「すまぬすまぬ」と云ふ
表面の言葉を加へるに過ぎず、表面の言葉、又は苦痛の感
ふるに「良心を責めるな」などの語を加へ、「良心を咎め
悔悟と名く。然れども既に悔悟に至る時は最早直常の良心の
心の作用の範囲を脱し去る。

至る迄の心識を感ずるのみにて其作用の範囲内に復ることを
心は今日一日あらざるが如し。
再び云ふ。
良心の平安又不平安なる快不快の感覚は他人の毀誉褒貶
するものなれども之を他人に知らしめざるものなり。
或は有権者の施す賞罰
ることは決して相関せざるものなり。
あるなし人然れども世俗の上に於ては
限なる心識の作用を以て義務の感覚と外部の威力を以て義務の感覚
との間の区別を判然たる差別の存せしめ義務と実
し或は果さざる心識に伴ふ快感と苦感と外部の威力を以て苦と快せ
しめんとする快感又苦感との間の如く判然たる差別の存せ
ざるが故に義務を忘れて良心の感ずる

第一章裏を参考せよ

所の不快の感覺はその義務の怠りを此世若くは来世に罰せらるるなり
と想像して感ずる所の不快の感覺と同じものなるべし此世若くは
来世に於て有責者より罰せられんを豫期して感ずる所の不安の感覺は
通常恐懼の感覺と名くるものなり而して此恐懼の感覺は良心の苦
悩若くは不安と名くるものとは性質を異にするものなり
ども其性質は決して混淆すべきものにあらず
ものと外部の威力とを別ちたるものとして心識する以上は義務を
果すべきか或は果さざるべきかの生ずる不快の感覺も亦外部の威力を怖るる
ものなるべし
可しとす義務を心識の起因として就いて云へば
茲には此語を動詞として用ゐ而して倘ほ心の感覺をも心識せりと云へり

兎も角も現在の心識に於ては右三様の快不快の感覺は全く別
種のものとして現出来たるなり故に心の起因を探求せば外部より
来る賞罰の豫期なる所の希望若くは恐懼の感情の起因を探求せ
ざるべからず此希望と恐懼とは異れる現在の心識に於てはそれぞれ
はれ別なるべき存在を得る快不快の感覺なりしてハナラズ又セバナラズと
云ふ心識の基礎なる快不快の感覺の起因を探求するなり
者とは現在の心識と存する事相の周囲を云ふなり如ち良心の事あ
を説明して義務を果すべきか或は不義を行はんとするの快の感覺なりと云ふを以て
足れりとせば若猶仮借を稽へて此快の感覺を授けるの要あるべ
束縛を脱したる自由の心地の快感若くは衝動を満足せし

めたる心識なるものの快感と云ふを得べし然れども義務の事情又は義務の衝動の一種特別なるものなり、その事情を脱却し又その衝動を満足せしむるこころにて生ずる快感なり、此一種特別なる感覚を名けて良心の事あると云ひしなり、故に此感覚は右陳べたる如くにして見れば決行後に於ては義務を果し或は果さんと云ふ心識なるが故に快不快の感覚あり、之を良心作用の一部なりと見做す、実際良心作用なるものは義務の存在するが故に而して決行後の良心作用は之を止まるものなり、然れども決行後の良心作用は之を止まるものなり、右と等しく決行後の良心作用を見做すべき性質を有せざれば、別の快不快の感覚ありて存在するものなり、此感覚は決行前の良心作用の特質として陳べたる如く了解せざる者

決行後の作用の第二の部分は容易く察知せらるべきなり、即ち善悪の褒貶より生じ来る作用なり、決行前に於て良心作用は義務の心識と善悪の褒貶との二部分あり、しかるに決行後に於ては本来義務を果さんとする心識と褒貶との作用を見做すべきものなり、此決行後の第二の部分は専ら感情的の作用にして、その決行前の善悪の褒貶と存する快不快の感覚と同性質なるものなれども、但し決行前に於ては未だ事実の中に存する行為を対して生ずる決行後に於ては既に行為の成就したるものを対して生ずる別あるのみ、世間感覚の種類に於て別あるまじきなり

り、

而して、我が情のみをもとする善悪の行為を対して感ずる道徳的の快不快の感覚と、又我が院ったる善悪の行為を対して感ずる快不快の感覚と、他人のみをもとする善悪の行為を対して我が感ずる快不快の感覚とは、種類を異にして相互に相異なる所あり、

右道徳的快不快の感覚は美術的の快不快の感覚と[illegible]が自他の差別又決行の前後の差別よりして相異なる所の極は美術的の感覚を以て解言すると雖も猶ほ

彫刻師の自ら刻みたる神女の像を対して得る快の感覚と他の彫刻師の刻みたる像を対して得る快の感覚とは美を目的とする点に於て全く同一なり、又我想像の中に存する像を離して得る楽と院の彫刻したる像を離して得る楽との間に美術的の感覚としては其種類の異なる相異なる所あるも、但感覚とは其間に自ら強弱の差別はあるなり、且又我成就したる彫刻に対する感覚とは我力のそなはれるを成就せるを見るを悦ぶ点の種々の感情、真善の打雑りたるものにして未だ成就せざるものに対する感覚とは自ら別なる趣あるなり、然れども唯純乎たる美術的の感覚のみ我を悦ぶ等の他の

子の加はり来るこの故なり。[illegible]初めの像を離れて純粋なる美的の感覚[illegible]

[illegible]美的の感覚と相似て、[illegible]美醜のあるようなれども、道徳的の感覚も[illegible]美と丑とを区別し、[illegible]善と悪の点に於てはその感覚の他人のそれと[illegible]自己のそれとの別なくみずからの決行の前と後との別なく[illegible]決行の[illegible]一種の[illegible]なり。

右説明せる所の決行後ふたたび善悪の行為の對して発する道徳的の快不快の感覚は義務を果し或は果さざるの心識より追従してまたる快不快の感覚と[illegible]

[illegible]混すべき[illegible]混[illegible]の理由は後者は義務を[illegible]一種の衝動に追従してまたるものの、前者は善悪の判別を包含さるもの[illegible]なれども、且又上に説きしごとく善悪の判別を包含さる快不快の感覚は自己の行為又他人の行為の差別なく徳に行為の善悪の對して発する感覚なれども義務を果し果さざるの心識より[illegible]を果し或は果さざるを見て彼の人は良心の平安を感じ居るなり、又は良心の不安を感じ居るなりとの像を生ずるはあるべし。[illegible]は只よりあるの像に止まりて我身に実際良心の平安若しくは良心の不安を感じ居る

るあり（は）、其人と相親むの厚きを信じ、その人が良心の苦悩を感ずるを見てその為め痛みその為め回悔を表するは切なるべし、然れども此四情より生ずる苦痛（所の）は、我自ら道徳の深人となりしを賞えて感ずる所の苦痛（決して）と回なるものあり、義務を果さゞりしを賞ずる不快の感覚は、其道徳上の思（親）み身に存する時のみ限れる（赤）り

今陳ずる理由（て覩れば）より義務を果しみは果さゞるとを心識み追後する快不快の感覚と自他の行為の善悪み対する快不快の感覚とは別殊のものなるを明ならん、然るに、其人等〳〵良心の作用と見るべきもの決行後に於て

又道徳上価値ある行為を為して自分自身み満足を表する時の心識は其行為を善と見たる時（きゝ）密（ひそか）に為さるべきを為さゞる義務なりと見たる時とのかゝるかゝるかゝる

ては良心の作用を發し、[illegible]動を封するはそを發せざるかと云ふを以て、茲に一應論し置くの要あると思ふ。たとへば吾人の行為のものを分析して、動機及意趣と良心の作用との関係を詳にするは、主として心理学に属する研究にして、又頗る複雑なる陳述を要するものなるが故に、之を本篇の中に掲げ、[illegible]附録として掲げたれば、茲に詳細に[illegible]せんは必ず附録に就いて見るを要す。

右の良心作用の部分として掲げたる善悪の判断より生ずる快不快の感、又義務を果さずして生ずる快不快の感に就いて云ふ心識は、猶ほ更に陳述を要するものあり。

カントは其所謂[illegible]

1) 百三十七以下を見よ

[illegible]道徳感（ダス・モラーリシェ・ゲフュール）とを区別して曰く、良心は道徳の法則に接する毎に義務を掲げて之に順ふを允し、之に逆らふを[illegible]

故に道徳の[illegible]道徳感は吾人の行為の道徳の法則に合し、若しくは反するとき心識（意識）の如き他の分子を交えざる純粋の心識なり。

[illegible]けて良心より区別するものは、[illegible]中に収めたるものを見れば、言語の意義を或は廣く或は狭

1) 「メタフィジーク、デル、ジッテン」（ハルテンシュタイン版第七冊）[illegible]を見よ。カントが道徳感に就いて云ふ所、其他所々に散見せり。彼此[illegible]封照するに、其言全く相同じと云ふべし。例へば本書[illegible]引用したる所と「クリティーク、デル、プラクティシェン、フェルヌンフト」（ハルテンシュタイン版第五冊）とを封比せよ。[illegible]此等の点に就いて猶ほ[illegible]云はずして可ならん。

く用ゐるの別あるのみにて、如何ほど用ゐるも、各人の勝手たるに似たれど、通常の言語の指示に従へば、カントの所謂る道徳感なる者、良心作用の中に含まれ、常に通常の言語に於て然るのみ、良心作用の部分、倫理学の中には、快不快の感覚を以て、良心作用の主要の部分と思ふべきものと思はるるなり、蓋し此快不快の感覚は、良心作用の他の部分と密着和合して殆んど一躰をなすが如きの観あり、良心の作用中、義務の衝動に関する部と善悪の褒貶に関する部とを、差別あるを注意せずして表はせる者少なからざるなり、然れども、若しくは暗に合し置く者少なからざるなり、然れども、其れ未だ見届の至らざる者

義務の作用、右義務の衝動、カントの語を用ゐれば、実行的理性の吾人に義務づくるの心識と、良心の作用に含まる快不快の感覚、義務を果し或は果さざるに、若しくは善悪の褒貶に関して表はす快不快の感覚とを混同して共同に高き差別を立てず、或は又其差別を全く分離して、その一方をのみ良心の作用とし、決して通常の言語の指示に合せざるの見あり、カントかその所謂る道徳感を良心の作用と見なさざるは、惟に其の所定の一切の感情、強ち快不快の感覚を可成傷行の動機より除き去り、人をして力めたるものなるべし、然れども、吾人の傷行の動機は、其の一切の感情より分離し得べきものにあらず、又可成それを分離せんとて、全く快不快の感を良心の作

用より除去(き)えるは、是れ寧ろ良心てふ意義を無理に限縮せ
ざる外なかず、矛盾の道常良心と合くるものは決して(その如く限縮)
せしめたる意義(そしその如く)
のみあらずと考へ、全く快不快の感覚を伴ふ故、彼の
良心の平面又は不面又は良心に責められる、無理(あとと云ひ)
は、(更に)意味たきものとせん(たるべき)。
然らば則ち矛盾の裏に道徳的感覚(感覚)を良心作用の一部なる見解すは、決して不当のものあらず。却て吾人
の常(つね)の心識に合せる(の見と云ハざるを得ず)此道徳的感覚の目的物たる
善悪そのものは如何なるものなるか(乎)は矛盾の終極を要する
の問題なり。(ず然)されども(猶ほ良心作用)の性質を吟

1) 十一丁表を見よ

サ

ゝせんが為に通常一般に(正善行)と見(做さ)る、行為を掲げて、
少く設定を附せんと欲す。(世間)一般に善(行正事)と云ふ行為を高尚と同へば仁愛是公義を指さるものなり。今仁
愛を一の行為として見れば人の安寧幸福を来すもの所作(を云ら)之を
心様(ふうさま)として見れば人の安寧幸福を来さんとの欲求意志(あ)る
心の趣を云ふ。今公義を一の行為として見れば人の価値に従つて
報ひ与へるの所作を云ひ之を心様として見れば此所作
を為さんとする人の心の趣を云ふ。(造ら)撫(わ)れば公義は(安寧)幸福の分配をして
その面目を得せしめるものと云ふ。(不)可なり(か)。而
して此等(公義と仁愛)は共に道徳的感情の

1) 此語甚だ曖昧なれども茲には倫理学の一部なる徳行論に属し及ぼすを得ざる故姑く用ゐ世間に慣用せる所を用ゐ(仮り)只此

目的物となるべく或は善と呼ばれ或は正と呼ばるべきなり。

されば仁愛公義は之を心様とするも又行為となるも固より良心の作用にして良心の作用にもまた善悪あるべきなり。此仁愛又公義は善者しくは正なる性質を与へられたる者にして良心あれば仁愛公義を見へ正事行為と称すべし。而して之を判して良心の識別又感別即ち正善なる心識を発すべし。然れども正善なる心識と仁義の念とは自ら別物なり。但し仁義は常に正善なる心識を発するが故に常に正善なる心識を発する事あり。而常の言語に人、仁義なる語は既に正善なる意味を含みたれり。即ち而常仁義と云へば人の幸福を来すべき意義なりと宜

しきに従つて分配するべき意義の外に正善なる意義を含み居り。故に前者は意義と作為と両様あり。後者は意義と作為と両様あり。

又は個人の徳の実義及び産業の法律上明白なる論に有るべし。

右云へる仁愛公義に関しては又その動機となる感多の感性あり。而して其は直接又は間接なる他人の不幸に関するものなるが故に之を名けて社会的の感性と云ひ仁愛の行為を喚起する器なり。動機の同感（或は同性）の性と名くるもの多し。而して其の外に直接の関係を有する感性傾向のあり。仁愛の動機となる。密接の関係を有する感性傾向の性と名くるもの多し。而して其の外に直接の関係を有する感性傾向のあり。仁愛の行為を起さしむる動機となるなり。

徳べて此等の感

情と云ふ（可ならん）又公義の間〜〜〜〜その動機となるの感情あり、主
〜〜（不義）并破壊即ち不義を積めんとするの心の現はる例へば不義
[illegible]（する念怒の）情を[illegible]（の如し）此感情は
[illegible]義を保護[illegible]者に[illegible]者を相和せ[illegible]の感情、情は[illegible]
感情[illegible]
徳的の感覚（即ち善悪の感覚）[illegible]仁義の行為を喚起する一の動機となる[illegible]
何となれば仁義[illegible]の行為[illegible]封〜〜そを美なると正なると見る為
〜〜一種の性的の感覚を（賞める）は其行為を促すに於て多少の力
あり（けれども）然れども因て此[illegible]直復的の感覚と仁愛的の

感情と（すぐれ者）は昆[illegible]（すぐれ者）後者は仁義（愛）の
行為を（出づ）る因感覚等の感情と外ならず世に情深いと云ひ友を求
むると云ふは即ち（此）仁義的社会的の感情の（発出し）たるもの（なるが）獣者
（即ち道徳的の感覚）は仁（愛）の行為を又此行為を促す所の仁義的の感
情をよいと（感する）賞[illegible]みて仁義的の感情（と自身の）良心の作用と
はあれど言ひ換へれば良心が（強く）深く感ずるあり〜〜
只と此情（況）を感情をよいとする（の作用は）[illegible]之を義と見へそれ
に対して性なる感覚を発するのあり（右）仁愛的社会
的の感情は仁義を[illegible]徳行を喚起するの力を以て（或は）[illegible]道徳的の感
覚と云ひ得るのあり（ず）此意味にては道徳的の感覚は良

夏を対照せよ

心の作用と為すべきものなれば、併し道徳的の感覚とは語を
異にする所の感覚の意義なり。用ゆる所正しく
良心作用の一部なるべく、其の結果と道徳的の感覚と云ふべし。
即ち此意味なり。云ひ換へれば、要するに良心の作用なる道徳的感
覚等の社会的の感情とは、今日の吾人
の心識の上に於ては別なるものとして明瞭なるべし。
然れども、道徳的感覚の起原発達の上より見れば、此感覚と社会
的感覚の情若くは他動若くは本能との関係如何の如き
如何ぞ。道徳的感覚なる名称は義務の衝動と名づ
くるものなり。畢竟正確なる意味を含むものなり。又子バナラヌ又

て又意味を含まざる因感又其他の感情より脱化し来たるものなり
はあらざるべし。良心なる心識の測度は何の處にあるべし。其作用は
如何なる関係の中に生起し、又如何なる発達に行くべきものなるべし。
吾人は應に次章に於て論ずべき問題なり。

第二章

良心の起源

吾輩は是より倫理學の一難問なる良心の起源を論じ入りんとす、そも此難問は解釈如何のよりては、倫理學者中に或者の考を誤らんは、道徳の基礎を揺動せしめ、人生の價値を一変せしめて、人の地位教愛嘆美信仰崇拝したうしまをば殆と一片の夢想と屈せむるの恐あるなり、今日に至るまで明瞭確実なる考なきは、倫理の難問多き中なれども不明不審なること一と数へらるる蓋し明瞭確実精密なる考なきは、良心起原の問題八学者の品々なる説を而して其の最も困難を難問なりと

せば、[illegible]惟ふに哲學を宗とする二の高遠深邃なる問題は多くは世教の[illegible]人、
此等の問題は一個人の一時に全く解[illegible]了[illegible]を得ずとなる[illegible]若し
家[illegible]ちてその問題の性質を明かにし、其解[illegible]に至るの産を用
き、又只だ世間題を教へて[illegible]を[illegible]指定す
るを得ばは実に苦心の効決して[illegible]と云ふべし。
[illegible]思[illegible]以て世間題の[illegible]奥を[illegible]け其解[illegible]を発見し得べきの
望[illegible]強ち無きにあらず。[illegible]畢は人世[illegible]を懐い
て[illegible]心の起原に深く入りんと欲するなり。
前章に陳述したる如くに見れば、良心の作用の只だ知若しくは
情一辺の作用のみ[illegible]唯[illegible]の[illegible]

精

見れば感別又一方[illegible]見[illegible]識別[illegible]知力
と感情との作用の[illegible]合[illegible]れるる[illegible]故之を感情[illegible]先[illegible]
たる識別に立つて又義務の御[illegible]卸の辺に見れば、良心は知識感
受[illegible]の作用に止まるものにして発動の作用にて意志の作用
を含みたれば斯のごとく良心の作用に於て知情意の結合して
[illegible]働を現ずるなり。
素[illegible]新[illegible]の情[illegible]意[illegible]云ふ只だ便利のみあり心的作用の
[illegible]別[illegible]の辺を掴げてそれに附したる名称に過ぎず[illegible]
在立[illegible]を指[illegible]ずして[illegible]故に知力の作用と名くるも極め
て[illegible]の感情のはあはなり。[illegible]意志の作用と名くるも

（十二丁表を見よ）

の力、知識又感情の作用と離れて存するものあるべからず、故に良心作用の如きも被験者の主観的心識に於て知情意の外に出でざる心的現象に於ては知情意の密接なる関係を有するものなり、其中一切の作用を求めんとすれば知情意の外に良心作用を求めざるべからず、且つ又知情意の外に良心作用を求めんとすれば道徳的の心識をも名付くべしと雖も、心は極く簡単なる言ひ換へにて、吾人の心の作用の外なる良心作用を分析して知情意の三者と云ひ得るものと云ふべきものなり、そは畢竟良心の起原の説明となるべしと

1) 茲に云ふ良心とは単に知情意の三者を以て一切の心的作用を総括するものなり

2) 第一道徳的の心識と名くるは善と云ひ又悪と云ふ事柄を含みて言ふ事あれども只だ其事柄を善なりとし又悪なりとする心識をのみ指して云ふなり後に良心と道徳的の心識とを異語同義として用ゐる所皆此意なるべし

はあらず只だ良心は心全体の作用なりとのみを言ふに過ぎざるなり、故に良心の起原を論ずるに当りてその作用を知情意に分析し得るものとせば、又之を又その起原を探求し得るものとせば、又之を又その起原を知情意に分析し得るものとす、之を思ひ、その起原を知情意に分析し得るものとす、之を思ひ、その起原を知情意に分析し得るものとす、之を思ひ、その起原を知情意に分析し得るものとす、之を思ひ、その起原を知情意に分析し得るものとす、之を思ひ、

此説明は心の知情意外に一種特別なる不可思議なる能力(心の能力)ありとなすものなり、心の能力若しくは役の能力に良心の作用を帰するは其起原を説明するに足らざるなり、(作用の由て来る所の)

心の能力とは明かなる意志の強弱の偏りなるを言ふのみは甚だ空漠の議論なり、偏りなるを見て畢竟良心的作用の存在を見

て其作用を起すの能力あるなり又その作用の性質の相異るは如何ぞ之を起す能力に赤相異るなり

[illegible]と臆測するに過ぎず実際心の純力の倚たるを得ざる限りは恐くは迂明の倚たるべからざる問題なり故に良心作用は心の特殊なる[illegible]ものは心の一種孤獨の純力と見做すべき乎[illegible]と数個の純力の協同の[illegible]何程[illegible]研究するも良心の起原の[illegible]明なるを立ては豈[illegible]

今良心を道徳的の心識（即ち義務の衝動に善悪の判別と

現はる、全心の作用）と做す時は其作用の現はるる様は見るべきの[illegible]一定不変のものなり吉人の成長したる今日の心識に於ては他人の所有物を盗むことを見て直ちに之を悪しと感知し[illegible]識[illegible]れども是れ成長したる心識と

於て斯くあるべきまでなれど直ちに以て吉人一個人又吉人人数の最初の心識に於ては[illegible]

人に就いて実視を所ずるに近く吉人鉛々が自身又他

度と庫小識[illegible]の変異を経過[illegible]行くに又[illegible]る時に[illegible]既

[illegible]他人と自己との関係を初め有意識

附録　十五下七丑上

の行為の他たるを実験し他人の心情意向を推知想像し得る上の事なるが故に、ずいぶん其作用の性質を見ても、心的活動の能力の盛衰度を直接発達せる限り、其作用を明瞭に知ることは人類各体なみ又は良心の起originを論じ、その起originの経験論もまた生起したるものなり、畢竟それたる俺の有様なる俺の作用を見ることの意味なれば、決して明瞭なり、されど嬰児の心的作用に注目するものは決してその始を意味を意味する所の性質の道を主張せるものなり、良心は畢竟心的作用の盛衰度の直接発達したる物なり以上明瞭なるものなるべし、

と自明の事実とも謂ふべきものなり、決して一定不変の有様なる存せざるものなり、又その現われたる作なるも、種々様々なる社会の境遇に接して変化発達し行くものなり、畢竟人は善行は善なるものなり、悪行は悪なるものなり、と、心安定は悪なるものなり、と知りたる事なり、されたるものなり、と知りたる事なり、況や所謂の良心、朋友の良言を待つて始めて知りたるものなり、譬へば朱と交はれば赤くなる、吾人は幼稚の時より常に接近する事物のみなる物のみにて、全く不平等独立の発育成長し来るものなり、現に小孩つる社会のみなる程に、吾人の心識の程度に有様（詳しく云へば其）を異

1) カントの語を假りて云へば、善悪又可と不可とのみなるなり

強弱又其心識の程度の物

1) 物の物

[illegible]は廣く古今東西同未開の人
情風俗を察すれば悉くこれ一箇の眼
前の事実なり
然はあれども吾人の良心と名くるものは吾人
の社会の境遇たる社会[illegible]して製造し出されたるものなり
ふやう事吾人の良心の作用と名くるものは外界より吾人の心に印
したるものにあらず故にその起原は只だ客觀的のみなるべ
からざるの理なり吾人の享受する情情の如きは吾人の享受する情情の如きは
吾人の心に生ずる情情のみなるべし
吾人の享受する情情の如きは

その意味の見る所あれば
但しその説明
すべき事柄
を説明せず
定一考ふべ
しなり故なり

[illegible]と考ふる時は一見直ちに見る所ありを
[illegible]を得たり

[illegible]

世所謂る社会の復古的の儀制度法律
の差別を含有
[illegible]良心の作用の表
[illegible]る所は師匠の良心
なれば然今ひそのまゝ滅ぶるべき
したるもの決して良心の未だ
[illegible]を起したるにあらず今日の社会
は既に[illegible]の物自身の善悪の差別、良心の作用の伝来するにあらざるを

良心の存在は先ずして存在せざる者にあらず正邪
[illegible]
心は假を用ひ[illegible]

以て良心の起因を説明せんとする是れ亦真に説明するを
事柄を既に假定し[illegible]
凡儀の習慣を良心に[illegible]
の種を置ける箱の中に[illegible]
[illegible]
然れば良心の起因を今日存在する所の社会の凡俗習慣制度法律の
一一に[illegible]の説明[illegible]
甚きなり然今ひ今日社会に生れ落つる個々の人の良心は[illegible]
社会の異説[illegible]
社会の[illegible]

表する（その先生自身の）良心の作用はのがすべからざるものとなりたるかと言はざるべからず、今若し世の人のみ、又先生の心識より出づる先生の心識より出づる如きものなれば、予輩（須らく次の如くに問わるべし曰く）その原始の発生を得べきか、[illegible]（作用）を為す（假定せる）如きものなるか、人の胸中の良心なるか、一種の心識を噴発し来りたるものと、

良心の作用を既に自覚し、及び正義仁愛の念を外にして、又此念の或人々[illegible]世に所謂る義人（仁者）の上に有する強大の力を外にしては何の者か最も世人に近く最も世人を動かし、最も世人を左右する手段なるか、恐くは[illegible]口同一の答を得るなり、人曰く苦痛と快楽とは是れなり、天然は世人に歌を苦楽の二個の君主の下に置けりと、彼のベンサムが世有名なる著書の冒頭に云へる如く苦痛程[illegible]並べての人を動かす力ある者は（あるべし）苦痛のある所人之を避けんとす（あらば）快楽の存する所之を求めんとせば、故に一の利益を勧め人を強ひんとせば、それに快楽を伴随せしむるか若くは（あらば）一の所業を禁ぜんと欲せば、それに苦痛を附属せしむるか若くならば、常に罰は実に長上の権威、社会の制裁の力（依て以て）ある所以なり、[illegible]（つまる）所一個人銘々の苦痛快楽

1) プリンシプルス オヴ、モーラルス エンド、レヂスレーション

の感覚を訴へて[illegible]を利用せるの外なきまで、吾人は何故苦は避けべく
く楽は追ひ[illegible]こしと為さるの事[illegible]平吾人は理由を問はず、苦況明を[illegible]求めあるし、
自然にそを避けべく又自然にそを追ひもとめべき者なるべし、夫れ苦楽の影
響する所斯のごとくなるを見れば、今良心の此は美なるべしと為すべしと
命彼は悪なるべしと命ずるも、畢竟するに外界の強迫力に
よりて苦痛を避ハせられ所は之を避け快楽を与へられ所は之に
就き経験の結果とは見做し得べからざる事、即ち外界より苦痛と快
楽とを以て強迫せられたるの結果として良心の起因を説明する
ことを出来ざる事、猶ほ委しく其疑問の意味を左に開陳せん、
今試に一人小児にその極く幼き時分に或一の事柄をなすべからず

と命じ而して若し[illegible]生命を守り[illegible]時は之を罰し又或一の事柄をなせと
命じ而して[illegible]生命を守りたる時は之を賞するものとして多年を経過す
と雖も、其の命を仕付けの下るまで小児は慣習[illegible]の久しきを経過し
て[illegible]の事柄と苦痛と、又一の事柄と快楽との間に雑り可ふかる
関係を作りて假令宜敵[illegible]宜敵[illegible]回付を受けざる傍観者[illegible]只だその
事柄を為す傍観者にすぎざるべし、[illegible]その事柄の
苦痛の感覚を伴なふ[illegible]生ずるべし是れ人心の現象に具有する習慣
又[illegible]伴合[illegible]と名づく[illegible]心理的作用の[illegible]斯の如く
一の事柄を表像したるばかりにて宜敵[illegible]

の威力をして意を罰を
加へられざる場合にあり。
早や何となく気味
ところくみは心地よく感
する様になる時は是
れ即ち一の事を見て
ところしとして又一の事
を見てよしとする良
心の作用の強く発現
し来りたるものにあらざる乎。例へば他人の物を盗みたる時

欲あり或は地位名誉権勢等を藉り屈強の力を以て豊富
なる富を得ん為めに強盗を行ふ場合にあり。然れども
その間に無理に行ふ者は直接に金を授受せんとする
場合にあり。然るに直接に金を授受せんとする場合
は長上の意を受け仲間に強盗を行ふ者にあり。故に
たとへ他人の物を盗みたる時は忠孝の行を励みて快とし思ひ後に
義それ自身を快きものとそれ自身を惜しむ者にあらざるなり。
他人の物を盗みたる時は他人の怨を恐れ後に
為ふに至る者にあり。

罰の強弱に比して罰せらるると定まる者は逐に其の盗むと
云ふを心に定めたるばかりにて此点迄のそれと仕儀一
経験したる者の記憶の中に相伴ひ相会し来りて何となく
盗を為すよりも為さんと感ずるに至らしめたる乎。若し又
盗を為さんとする時は、然今は宜敷罰せられざるも矢張り他
ところく感じ又後日罰せらるる事患の意もなきも矢張り
何となく恐ろしく感ずるは至りたる乎。又外ずる来る強迫の力あ
き時は以前の強盗の結果として心中自ら一の事を為さ
迫さるべきを心地あるは仕至る事なり。只良心のみを為す者は若しくは悪と感ずるの心識

[illegible]（畢竟）堂罰するようて受けたる快楽又苦痛の記憶とはあるべき筈、強くて言へば、その痕跡、その影響師の元と変異はせられたる事柄に附随して伴なひ来るはあるべき筈、貴公の命令、主我弱者の強迫と名くるものは、元と外界の強力者より受けたる強迫の事柄（痕形）のみはあるべき筈、今はその外界の強迫と直接の関係を絶つべき故、自分自身に堂々たる自由の強迫を所謂義務、所謂良心の命令と思ひ違ふはあるべき筈、

右の如く外界の苦痛と快楽とを以て押つくる強迫の結果として果して良心の起原を認（明）得べき筈、[illegible]（夫れ）外界の苦痛と快楽とを以て一個人の行為を禁止若しくは奨励するには種々の方（法）あり、或は社会一般又は仲間の士の毀誉褒貶と成る社会的の制裁と名つくるものあり、或は法律の力を以て生命身体自由財産の上に執行する刑罰等と名つくる強制的の制裁（と名くる者）あり、或は未来の堂罰、神仏の加護を信ずるよりして生ずる宗教的の制裁（と名くる者）あり、近く種々の制裁あり、若し右の[illegible]（説明に従ひて出来の制裁を以て）[illegible]（恩の生ずたる起原と規模得べし）[illegible]（畢竟するに）[illegible]（強者の只と我力）を以て我が好むに従ひ弱者を強迫するより外のものなる可からず、若し強迫を施す強者すらも、既に[illegible]（同族）[illegible]（我）[illegible]（正邪の区）別を感知して其の区別の心に従ひ、若しくは配下なる弱者の行為を禁止（或）は奨励し又ては禁止奨励せんかを

強迫を施し意思を加へ、その意思を加へるこゝろの中
より既に良心の作用を假定する以上、良心の起原
の説明をなすべきなり。若し上に掲げたる考
説を以て良心の起原を説明し得んとせば、全く強者
の自己の好みに依る（良心我好み）外に別の目的標準なくして、弱
者を圧制したるに求めざるべからず。若し然るときは強者の自
身の欲（注意）に来れば自身の快楽の外に別に行為の目的標準
を承認して例へば公衆（狭く云へば一種族）の安寧幸福
を以てその目標と見做して我好みの為めにあらずして公衆の安
寧幸福（注意）それ自身の為めにそれを意思する（いねを）とす、求むべきものと

思はず、其べきことを為さるは既に正しく良心の作用を表示せるものなり。
更に聞くべきことあるべきの起りを探求せざるべからず。
良心の起原を説明し得たりとは云へ、なほ上に述べたる既に注意し置くべ
き所なるが、再び明示し置くの一要あるべきなり。

上に陳述したる良心の起原の考説に掲げたる一つ注意し置くべ
き点は、其考説を二様に取り扱ふべきことなり。即ち一は毫も良心の
痕跡なき有様にその良心の発生起發
達に行く順序次第を全く一個人の一生涯の中に直求法
に得るとなす。又は一個人の一生涯にはその良心発生の次第を

後明まる後はず遠き祖先より久しく経験を積み重ねへそを
遺伝[illegible]子々孫々相傳くるを要するとそは若し第一の見
様を取らば右の考説は吾人の実験する所のもの中道明し難
きの点なきを得ず即ち彼の考説[illegible]の以て根據とする所の事
念[illegible]又習慣の作用以その影響する所頗る大なるものあり
まず違ひけれども若し[illegible]作用の影響なりとせば道明を試みんとせば
吾人の良心[illegible]作用[illegible]心識[illegible]発起し始むるの時期は吾人銘々の
一生涯を[illegible]過ぎるおのれし若し吾人が赤子として
生れ落ちるより只々愚冥[illegible]強直なれば一のまゝ苦痛と又一の
事と快楽とを習慣義[illegible]の作用[illegible]に結びつくる

小さき
吾人銘々の経験に止まらず毫もまれつも是非善悪の心を発生
する遺傳の性[illegible]ちくば決して数年間若しくは
十数年間に良心の作用即ち賞罰の相ずして或事を善
とし為すべしとし或事を悪とし為さずとする心識を生
起し得べしとは思はざるなり否人間の一生を費すとも若し銘々一個
人の経験する所に止まらば早く賞罰を[illegible]るの心を善を善
として嘉みし悪を悪として悪むの心は恐らく発起[illegible]得ざるなり
然るに実際小児の是非善悪を判別して良心の作用を現ずるは
意外に早く[illegible]て早く自身の[illegible]個の経験[illegible]得るものとは
思はざるなり故に一個人銘々の賞罰に強直なれば毫も良

小ペレス氏曰
見るべし
告げれば
立場の時
まず
何故
慣
心の発生
氏著
第二百九

[illegible]ず矢張り経験を積み重ねへそを
[illegible]を要するとそれ若し第一の見
[illegible]の実験する所のもの、中道明し難
[illegible]の以て根據とする所の
[illegible]その影響する所頗る大なるものあり
[illegible]の影響のみを以明を試みんとせば、
[illegible]発起し始むるの時期は吉人鉛々の
[illegible]おもむかし若し吉人が赤子として
[illegible]浅薄なれば一のまと苦者と、又一の
[illegible]の作用[illegible]お結びつくら

[illegible]まれつゝ是求る善悪の心を発生
[illegible]ば決して数年間若しくは
[illegible]ち賞罰を拘ずして或事を善
[illegible]為せ(かゝずとする心識)をも
[illegible]間の一生を費すとも若し銘々一個
[illegible]賞罰を[illegible]るの心を善を善
[illegible]思むの心は恐くは[illegible]得ざるなり
[illegible]を判別して良心の作用を現ずるは
[illegible]の経験[illegible]得るものとす
[illegible]の賞罰を強迫されて毫も良

[illegible]ペレス氏記して曰く[illegible]浅く二歳のありし小見るに[illegible]我心を自省して是
[illegible]見るの[illegible]赤の[illegible]就くの数を発生する驚くべきの例あるを見る[illegible]リー氏の女子母ふ
[illegible]告げられざる悪きをなるものれと云はれし時一度なりながら[illegible]
[illegible]「私のかは善きまゝの生来の様子思はれと」と云ひ[illegible]此児
[illegible]十歳の時一日母の巻められし[illegible]「明日は[illegible]見ちゃん[illegible]おっかさんの
[illegible]をし[illegible]始終善いてをし[illegible]
[illegible]始終善[illegible]まの出来めの人と云ひ[illegible]
[illegible]是れ[illegible]明るく良心の作用の極[illegible]
[illegible]古のぬきけ[illegible]例外と見るべきも良
[illegible]の早き[illegible]紙[illegible]
[illegible]ペレス
心の発生[illegible]の意外の早き[illegible]
氏著[illegible]児[illegible]の初三年間」と題する書、英吉利六百八十五年版、
第二百九十三四頁を見よ)

心作用の痕跡なる所の一個人の経験によりて其作用を
漸々発起し来ると考へらるゝは現に吾人今日の社會に現ぜる
人心の実情に戻れる[illegible]と謂ふべし又假令吾人
銘々が今日の社會に生れ来りて良心の作用の痕跡なる所
の一個人の経験によりて良心の作用を発起し来たるとするも、
吾人の生れ落ちる今日の社會は未だ曾て良心作用の存せざる社
會なるべからず既に其制度も其法律も其道徳も其
義務の観念の浸染したる社會なるを以て既に
良心の存在する今日の社會に生れ出でたる個人の経験のみによりては
(即ち良心を発起せる遺傳の性質なくしては)我心に良

心なる心識を喚起し得ずとせば況して良心の存せざる極初
の社會に於ては一個人の経験によりて其心識を喚起し得べ
しと想ふ[illegible]
故に若し前述の考説を以て良心の起源を説明せんには第
一の見様を取るよりも第二の見様を取りたる方大に困難を
減ずるなり即ち一個人の生涯中に良心の全く生起し来
ると説くよりも人類幼稚の時代より久しく経験を積む間に
良心作用の発生し今は少くとも既に幾分の発達を遂げ
せる人民に取りては最早生れつき善悪正邪の分を[illegible]
る下地あり其の傾向なりと云ふ方説明上の困難少なるべし

又その如き傾向は子々孫々遺傳して相繼ぎて益々強くなる
ものなり又ある人と云ひ固より遺傳するものは
如何なる性質なるや吾人今日の知識にては未だ詳かに能
はざるなれども[内題]一般に[内題]ちんげん[内題]の[内題]意義[内題]の[内題]
[内題]に[内題]係[内題]して[内題]は[内題]解[内題]明[内題]の[内題]益[内題][内題]強[内題]大[内題]なる[内題]ゆ[内題]く[内題]のあるは[内題]敢て疑
を容れざる事実なりとす而して或は心の自性に遺
すと云ひ或は脳[内題]神経の紀[内題]に遺傳[内題]すと云ひ或は右両者の就
中に遺傳すと云ふ事[内題]は[内題]更に異論なし

1) 假ひ脳[内題]神経の紀[内題]に遺傳[内題]すとも之れ[内題]の要点を説明するものは[内題]更に[内題]説明を要する[内題]の点は[内題]脳[内題]神経の性質[内題]なり[内題]脳[内題]神経の性質は生活の根本たる卵子の性質に基[内題]くものなり[内題]然れども[内題]卵子の性質は[内題]生[内題]を起さざる女性[内題]は[内題]女子[内題]に[内題]傳[内題]ふ[内題]るものなるや[内題]男子[内題]は例へ[内題]はヴァイスマン[内題]氏の称する[内題]遺傳論[内題]に於て[内題]一般遺[内題]と[内題]試み[内題]人[内題]と[内題]する問題[内題]なり[内題]

四方見る外なしと云ひ種々の脳[内題]を構[内題]ぜ[内題]る[内題]学[内題]
者[内題]あれども[内題]茲[内題]には[内題]之[内題]を[内題]論[内題]ずの必要なしと考ふ

右云ふ所の[内題]を[内題]及び第一の見様を[内題]措いて第二の見様を取る[内題]とする[内題]右の
考[内題]の[内題]最重の点[内題][内題]敢て異[内題][内題][内題]の[内題]只[内題]個々[内題]
人の一生涯を抑[内題][内題]人数の大生涯とする[内題]過去[内題]良心[内題]
生の起点を今日に求[内題]人数の[内題]現生[内題]に来[内題]経過
したる年数の歳月の間に求むる過去[内題]それ[内題]を発生[内題]もの、
性質に於て[内題]毫も変[内題]所なし[内題]名張[内題]良心の形痕[内題]なるべ
き外界の陶冶(苦痛と快楽とを以て強迫)良心の作用を飯
庵[内題]ぜ[内題]る[内題]人[内題]の陶冶([内題])[内題]良心の作用を[内題]

却て説く外なきなり、

而して若し斯の如く眼界を人々個々の一生涯に止めずして人類全体の大生涯に置く時は即ち右第二の見様を取るは)果して前述の考慮なりとして以て充分良心の起原を説明し得べき乎、予輩は未だ容易に然りと答へるを得ず、否予輩は此考慮に大なる欠陥を認むるを得ると雖も考へなきなり、

右の考説を尽くせば一の事を善と為すべしとし、一の事を悪しとなすべしとなすは曾て世事の間に幾度となく享受したる快楽又苦痛を思ひ出すに過ぎず、即ち今日眼前の世事の為めに外なる快楽又苦痛を与へられざるも曾て幾度となく往

験したる快楽又苦痛が影のごとく世事に伴随して心識に浮み来るに過ぎず、或は考さるに過ぎず、云はゞ二者悪てあり心識は曾て経験したる快楽苦痛の影にして義務の後動、良心の命令と名づくるものは曾て強者長上より受けたる強迫制裁の痕跡に過ぎざるなり、成程此痕跡、此影、法師は吉人をして風の影を除の事柄をなさしむる一の動機しけるなるべし、即ちそをなさしむる様子その角に吉人を使くる威力はあるべし、然れども吉人をそをなすべしとの心識を起さしめ得る乎、予輩は否と答へざるを得ず、何となれば

現に強者長上集団中に在て其の所為に異なる師

[illegible]述べたる如く世理由を陳述せんと、

今現に社會の模範し、[illegible]の禁止せる所を見るべきなれと右所謂

[illegible]の影法師の使ふ所と相[illegible]の場合あるべし、即ち今日の

社會の制裁は吾人を右の方に傾くる場合に、彼の影法師は吾人

を左に傾くる事少なし、例へ現に社會の徳義は奴隷賣

買を[illegible]と為す時に当て我一人は之を非とするか

為に社會より迫害せらるる[illegible]場合に於て我良

心に従ひて奴隷賣買を非とせば右の考説に従ひ社會に我

受けて苦痛若しくは快楽の影法師に過ぎざるべし、而して此影

法師は今社會の実際我に与へる苦痛又若しくは快楽と全く

又対の方向に我を傾けんとせるなり、

何故その如きものの為に浮べき手は姑く措いて論ぜずとせ

ざるべ、世如き場合に於て何故今実際

社會の[illegible]迫害せら所の[illegible]しし、

曾て昔の社會が

右の考説に従へば今一正の事柄に遭遇せる場合に於ては必ず一も為て世面の事柄に遭遇して

[illegible]する快楽又は苦痛を受けたるものなること要せず、

[illegible]の性質の曾て遭遇せし快楽又は苦痛を長

けたる事柄と相関係せる所あり、[illegible]の作用によりて

[illegible]他の移り動かるを要せず、而して[illegible]の関係は今日既に

明に吾人の心識中に存せざるもの[illegible]なるも敢て明らかなり、故に右の

考説を主張し得るは例へば今猶ほ例つれたる如き[illegible]強者の強迫

[illegible]阪なる以前に奴隷賣買を受けたるものあること要せず、若し[illegible]

ふるに苦痛又快楽を受けたるものあること要せず、若し[illegible]

長けたる[illegible]曾て或若干の事柄(奴隷賣買の事)[illegible]

に結びつけ得るの関係あれば足れり、[illegible]の記憶を今の事柄(奴隷賣買の事)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と人とが強迫の経験を結びつけたる
誤解を生ずべし故に現の社会一般の人の
考は我工は概して
とみるべし男の方
なるべしと男の方
なるべし社会の一般
なりと是れ右の考説と対して
の提出する所問題

強迫制裁

の影法師として
存ずる二方と
廃くべき事
影法師は元は主張り今のめく社会の
もあるや出れば何故此影法師の
の意志を如何なる
影法師の方現在社会の一般
場合に加わる制裁
場合に場合は者人の性質
影法師の者は経験
強迫制裁

生じたるもの
現在社会の一般
力の強き
の大なる場合
影法師の力の強き

場合は固より無きあるべし然れども強しとは云ふ可からざるなり
者はその弱き場合には必ずも強しとは云ふ可からざるなり
ば外の苦痛と快楽とを比べて強き制裁の結果と者
人の良心と名くるもの
者人の良心と名くる心識は只とその
者人を動かす力の強弱に
者人の苦楽の感
もあるべし経験ひ良心の命令は弱くして社会の制裁に堅
倒せざる場合には良心の命令は殺して世間の

よす、只だ吾人の我良心の為すべしと命ずることを為すのみ、為すべきを為すことは全く別種の問題なり、而して社会の制裁は反対に良心ハ是非なくそれと反対せよと命ずることあり、而して右の考慮を為すに当てはそのなき場合に於ては良心の命令を為すべしと社会の制裁を見て、考慮を為すべし、良心の要求と社会の要求との間よりは単に強弱の差別はなすべきも強弱の差別(或は考の値を解して言へば程の種別)はなすべきあるべし、只だ吾人の現実一方の或かるいとの強くして他方の或かるいとの弱きのみ、世間よくいへり、かりそめに差別をなすものいとれなし、或かるいと方の強き方より或かれたまはばと言はるるなり、而して(右の考慮を為すに当たりて)最も自然のことを為すべきなり、右の考慮とは良心の別(又良心の命令と名くる心識の特性)を為すべきを以て、他の別(又別)は良心の命令(又別)を為すべきを以て、他の別(又別)は良心の命令(又別)を為すべきを以て、他の別(又別)を為すべきを以て、他の別(又別)を為すべきを以て、他の別

人のみを事とし社會の苦痛を以て
以て個人を強迫する四方に乱れ
云はん人倫に背く人の苦痛を對
する心を嫌ひ隠けんと
する者あり苦痛の恨み者の人と
と称する感情を深くまさしむ而して社會の苦痛を以て人
を強迫し者人の行為を箝制者くは奬勵せんとするは要す
るに恐懼の感情を訴へるに外ならず故に社會の苦痛を
以て強迫する行為の恐懼の感情の
伸張するに至るべく又
世態を危殆ならしむるの密接なる関係を上

1) 社會が直接壹人を以て個人の
心を牽引するは其効力
あるやいなや如何より個人に社會
の強迫力を多くするは重大刑
罰として積極的の苦痛なる
成分を含むべし

に説明したる心的作用とする)
骨髄徹する場合なる行為を恐るべし故に場合に
於て右の行為を世を感情を
の通を異にする処あり或は行為を嫌ふと云ひ或はそを心ならず
附伴する所あるが如く畢竟恐懼の感情若くはその
多少の変態を指すに外ならず而して右等種々の名称ありて
感情の多少の異別の区あるを示すに過ぎず此感情は個人の根
本の性質は懼るゝに外なし故に本書に
謂ふ所の社會の強迫

1) 三十九

のみよ事ふ社會の苦痛を
個人を強迫する四よ起りて
は人傳へ人人の苦痛よ對
する心[illegible]それを嫌ひ避けんと
する傾あり苦痛の恐るべき人と云を豫期する
恐怖を感情を深く[illegible]べし而して社會の苦痛を以て人
の行為を強迫し人の行為を強制若くは奬勵せんとする時は要も
恐怖の感情を伴なはずして故に社會の苦痛を
強迫する行為は恐怖の感情の[illegible]
[illegible]伴隨する[illegible]至るべく又[illegible]
[illegible]段の上

社會が直接に壹人の生命を以て個人の
利益を誘引するは其効力(固より)かき
わめて少なく多くは個人に社會
の強迫から免るゝは重刑
罰即ち結極の苦痛なる
成れる[illegible]なるべし

三十五丁表参見よ

(從來の社會が實際苦痛を以て
心的作用をなすこと)
[illegible]たる心的作用をなすこと
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の作用[illegible]或事柄[illegible]現在外
苦痛を加へられんとを[illegible]妨げ[illegible]場合[illegible]或事柄
を恐懼する感情は右の考説より明瞭に解釈するを得ざるべし然れども人の良心と合する心識は
此恐懼の感情若くはその変態と見[illegible]
を
者人の或行為を悪事と見とめてそをみすみすと思ふは或はそ
を自とする恐ろしく思ふの感覚なきにあらざるべし然れども心感覚
と右の行為を悪事とする心識とは決して同一のものと見るべか
らず者人の良心と合する[illegible]の作用[illegible]

知りそを当然[illegible]しと承認する感覚[illegible]の行為をみすみす
恐ろしく感じたりとその為すべからざるを是認するとは決して混同すべか
らざる心識なり或行為をみすみす為さなく恐ろしく感ずるは
即ち外界の刑罰を受けんとの心配なり若くは営利住居
したるその利を心配を暗に点ずるなり我はみすみすこれを
をみせーと心ずから自ら承認する心識とは全く別[illegible]
[illegible]のなと謂ふべからず
又者人の此事を善と見彼の事を悪と見て一を為すべきの道徳的の
行為は決して外界の強迫力の強ひられて[illegible]ものあらず者人
自身のそなへ当然[illegible]なりと[illegible]若しかくの

外界の強迫に服従し、自身内心より随意にせんとの趣旨あり時は世行為は忽ち吾人の眼前に於て道徳上の価値を損ずるを得ず、従今ひとの強迫に外界の強迫と共に現れ来りしものなりとせば、外界の強迫より来りしものなりとせば、その起因に於てその根本の性質に於て外界の強迫と別なるものなりとせば、其強迫力又その強迫力の影響に結果として喚起したる行為は吾人の眼前に於て道徳的たるの価値を失はざるを得ず、故に若し或行為を善と為すべしと云う心識の由て来る如き、全く外界の強迫又その強迫に伴なう感情に基づくとせば、即ち其心識の極の制限となるものは内に発

し出づるものとせば、是れ遂に吾人の道徳的心識を説明はせざるを頓要せざるものなり。良心の起原を説明するにあつて良心の良心たる所の特性を拒否するものなり。外界の来る強迫の影響に帰せしめ、内に発する制限と為すものは、固より後に至りては詳かにするを得ざれども、今暫く之を角、を以て個人を強迫するとして良心を生ずべきものとせば、別に自己の外界の苦痛と快楽とは、別に自己の外界の苦痛と快楽を以て内に発するものを自己に帰せしめ、又現に外界の刑罰に基く事柄の感情の起り来る事柄を説明するを得ず

す可らざると心の直と[illegible]強きと心識の起因を迷明し[illegible]得ざるの点又現在の法令の強直なるは我が為すべしと思ふを[illegible]猶ほ我が為すべしと思ふを為さざる可らざるの理由を有する者多きの理を示し得ざるの点これへ既に良心の起因の迷明とあるする点を[illegible]を[illegible]得べし

（世考論の以て）

而して今陳述したる所謂[illegible]既に明白なる[illegible]の考論の[illegible]足らざるを論[illegible]猶ほ更に他の点[illegible]此考論の大なる[illegible]を明らかにせんと欲す

外界の強直力[illegible]法令の裁制[illegible]個人の行為を[illegible]し得ざるは只だその人自身の苦痛又は快楽を[illegible]故なり[illegible]何故法令の[illegible]常に別に制[illegible]或行為をなすべからざる[illegible]

様なり、之を為さんと思ふ[illegible]く思ふの[illegible]れなる手と求めれば只だ自分の苦痛を受くるの思ふ[illegible]の制裁をのみ語る右の考論[illegible]故に[illegible]外界の強直、法令[illegible]の[illegible]を得ざる[illegible]自分の苦痛を[illegible]迷ひ[illegible]自己の[illegible]良心の起因を迷明[illegible]て[illegible]良心の此事をなせ彼の事をなす可らざるの命令は決して[illegible]自身の快楽若しくは苦痛を[illegible]或行為をなすを要する場合[illegible]世行為[illegible]迷

自己の利益となるやも知るべからず然れども之を為さざるの目的は自己の利益を計るあり一切ざるを以て実際計らざるあり例へば他人の物を盗まんと我良心の命令するは我身のそれを行ふて損害苦痛を受くることあるべしと雖も盗まんとする欲望を提出し来りてそれを行ふの目的となすべきなり——若し世人各々ただ本来只だ利己心のみ動かれば自己の快楽となるものはこれを求め自己の快楽となるものは之を避くるより外の心情なきを考へたらば他人の行為を為すべきと是迄一般の事実なり而して良心の命令するは他人の安寧の行為を為すべしと純粋なる他のみあり他を愛するの行為を命じ居るは明かなり

若し行為の善悪のみ純粋なる他を愛するのみあるべし、そは利他的の行為とハ名くべき心の安寧他的の行為とハ名

る事実あるべきや若し強ひてそれを否まんと欲せば世人の道徳的の心識に於て明々白々たる事実を蔑ばずして得べし彼のホッブスの輩よ倣ひて多く女学強附会の説を提出し来りしを得べし他人を憐むの心は他人の不幸を見て自身の不幸を想像し

如何なる外形の行為はその形を変ずるも若し根本の心ゆ自安を唯一至極の目的となせる者ゆ如何なる自安を目的となせ——終る事但し世俗の進歩に伴ふて他人の利益を計るゆ却て我利益のみを増せの最良法と知りて我利益のみを利せんとする者ゆ即ち世外形の行為ハ利他的と称せども者となるべし然れども世根本の心は毫も利己の範囲を脱せざるものなり鉛は如何なる世形をこ変ずるも(假令ハ利の形を取るも)全張り鉛なるが如く自己の黄金となるものなるべし利己心を引き去り——終るは恰も鉛なる黄金を他安心を引き去り——終るは恰も鉛なる黄金を他安主義に渡り移るの格あらざるなり

ーてそを自身のあやまり悲しむべき外なしと思ふべきを得ず。
仁愛の念も正義の心も皆自身の苦痛を恐れ自身の快楽を
[illegible]の感情より出ずるに了ずるを得ざるべし。　彼の上
[illegible]考慮より生ずる公平の行為は[illegible]
陰ーし良心の起原のざる[illegible]ーて敬ーて強ひ世
[illegible]をみるを心ひ[illegible]く感ぜ様なりと飯定せらん。その
[illegible]みるべきごとは右の考慮の後(ば)自身のそれよりも苦痛を
受くるのなきなるべしず、即ち世間の使隨ーて不快の感覺を
起さざるべからざる可しず。世間をみるべきごとは自身の不快の感覺
を免れんがためのみ外なきなるべし。他人に親愛を懸けざるは。

それの者より詰る所自身の不幸を招くの故若しくはそれの使隨ーて自
身の不快の感覺を[illegible]るのなきなるべし。然れども善人の良
心の善人の命ーて他人を苦むるのれと云ふ時は世他人の苦痛それ自
身を悪ーきものとーてそを為すべしず。例ば然若所
よる所なを寡婦を虐くるの如きの行為を想像せよ。善人は
直ちそを悪ーき事為さ可らざる事と思ふべし。而て善人のその悪
しき事、その為さ可らざる事をなさるはその事の善人自身の不
快の感覺を避け人のみをあはれむべし。先方の人をーて
ふるーて苦痛を受くるを[illegible]故の[illegible]陰りに右の考慮より善人
が悪事を為ーて不快の感覺を起さの起原は[illegible]の道理を得ること

ちなん、即ち或事を為して曾て経験したる苦痛（言の換へれば外界の加へられたる強迫）の結果の不快の感覚となりし今だ之れ（お勇も博士に）その事を思ひ出すに（その事を思ひ出すに）その不快の感覚の起因を追懐し（その事を思ひ出すに）その事の如何に不快の感覚を得るかを（その事を思ひ出すに）

（とさる良心の心識なりと云ひ得るなり）

（我れ自身のその事の如何に不快の感覚を得るかを）

（とさる良心の心識なりと云ひ得るなり）

なるに、即ち自身の不快の感覚を避けんがあるはあらずして他人の苦痛を与へんとするの心識は右の考慮に依りて決して追懐（可）し得るなり、再言せば假令右の考慮に依りて他人の苦痛を与へんとする（の行為）を悪しと感ずるの（心識）起因を追懐し得るとも

（その感覚を）

その感覚を避けんがあるは（為）で其行為が他人の不快の感覚を

（其行為をなさざるなり）

与へんがその他人の不快の感覚を慕ひて起さざらんがあるの其行為を

（即ち其人に於ける悪心の起因）

為さざるなりとの心識の起因は決して右の考慮のみよりしては追懐

（言の換へれば）

し得るなり、要するに若し自身の苦痛を掃はんが只

（言の換へれば）

即ちその如き四つの良心作用の存在せるを承認せば（只）

（右の）

利己心の又は根據（とする）せる考慮のみよりしては

（を明）

（ん）

（右の考慮）

（違反）

良心の起因を追懐

良心の（相）（其主たる利己心）

右偏する所のみにて観れば只外界の強迫（の）（自）身の感覚

（違反）

する苦痛と快楽との外。別に許さる所なくば決して良心と称

なる心識の起原を説明し得ざるなり。[illegible]彼の考説は吾人が
人間たる性質の全躰を[illegible]明せずして只だ其一部をのみ取りて解
説を[illegible]試みんとするに[illegible]只だ外よりの来る影響をのみ説き、只だ
感情をのみ許すのみを知り、只だ自衛自愛をのみ吾人の行為の
終極の目的と[illegible]見做すの誤なり。吾人の良心の起原を満足すべき道
理を与へ[illegible]一得ざるなり。即ち吾人の考説は既に其起原を[illegible]
假定するに吾人の[illegible]が人間たる性質無理を為す処の多きを知る也
[illegible]今此論駁したる良心の起原の考説は上に陳ずるが如き
巨大なる因数あれども、その因数より右の考説を拉し出すの原は
なき事、その考説を論駁し次のごとく云ひ来たれる中

得ざる乎。
吾人の行為が道徳的の性質を帯ぶるは如何なる時なるか。
その行為の自然の結果（即ち其行為から因果の理に由て必
ず生ずる[illegible]結果）の如何を見てそれに従て行為を為すか或は
為さざる時にあり。即ち自然の結果悪しき行為が外界のそを為
さざる様に強迫さるゝが故に為さざるに至て始めて直に簿[illegible]貴ぶ
べきの價値あるなり。未だ外界の強迫のみにて行為の方向を定
むる間はその行為は道徳的の価値を有するとは言ひ難し。人の
心に未だ道徳的の心識の発明[illegible]なるに[illegible]外界の強迫制裁

は只人為を以て或行為より外の押つくる偶然の結果を過ぎざるべし、其行為その他の性質より生ずる結果に過ぎざるべし、例へば他人の所有物を盗みて其人を不自由を感ぜしむるは其行為の自然の結果なり、其窃盗の行為の為め自身が囹圄に繫がれ微戒を加へらるるは偶然の結果なり、此偶然の結果の為めに拘束せられ只だ右の自然の結果の為めにそれに従つて生作進退を定むる者が真に道徳的の行為を為すものなり、然れども社会の制裁は徳に自然の結果の悪しき行為を為さしめざるなり、

然るに一個人の智見漸々開発して原因結果の関係を明らかにし行為の自然の結果を見認むる様になる又それに従つて我が身の為めに動を定むる様になる（それば悪に至つて始めて道徳的の行為を為す様になりしと謂ひし得べし）そのかく道徳的の行為を為す様になりしは自身一個人の経験又祖先代々遺伝来りたる経験よりして今日猶ほ自然の結果悪しき行為に対しては以前の外界の強迫力を暗々の裡に想ひ出ざるを得ざるべし是れ外界の強迫を経験したる痕形が其強迫の曾て体験したる行為と今日猶ほ体験して暗々心中に浮び来るが故なり而して其痕形の暗々心中に浮び来る以前の強迫の痕形の取る直さに吾人の良心の命令、良心の權威と名くるもの、即ちこれと云ひ得べきなり此心識は今日

一見全く外界の強迫と相関係する所の様なれども其実外界の威力の痕跡を外なるものとし、その影響師のごとき行為と伴随して居たる外界の強迫力の痕跡の今日猶ほ吾人の心に残り居る故最早や今は外界の強迫力と左右せらるゝことを止め、行為の自然の結果を見て造作進退を定むる様になりても矢張り自然の結果悪しき行為は「してはならぬ」と云ふ心識を使はしめ、自然の結果善き行為は「せねばならぬ」と云ふ心識を使はしむ即ち義務の衝動を使はしむるなり。斯のごとくして吾人の良心は生起せしものなり。以て其起因の説明となるべし

し得べきさる事。

右のごとく役の良心起因の考説を解釈せば一見誠に造作なき様なれども其解釈に由りて以て其考説を必その困難の中より救ひ得べしと思ふ者もあらん。然れども世解釈に合ふ者は假定を訂き、その據て立つ所を探見せば既にその假定の中に此問題の要点を虚意含蓄もなく断定したるを見人其解釈は役の考説を救ひ出すものなるを告白し世考説の範囲に於ては決して許容すべからざる所の他の論據を既に安き持居るを見人。

右の解釈に就いて考説すべきは行為の自然の結果の

善悪と云ふことなり、此善悪とはかの意たる
惟ふに右の解釈
行為の自然の結果を善と見、又悪と見る作用は良心とは
別のものなるべし。かくなれば解釈するは良心は只だ人為偶
然の結果（即ち外界の強迫によりて与へられたる快楽又苦痛の感
跡）（外面にあらざる故ふ）を行為の性質に就いて良心の示
す処のものは只だ世人の行為の性質（善くはそれと類似の行為）を審へ外界の
制裁の附着したるものと止まるべし。世人の行為の自然の結果の
如きものなるべし。（されば）夫れ右の解釈を信ずれば世人の行為の自然の
結果を見ずして只だその人為偶然の結果（即ち外界の制裁）
刑罰等）のみを見ることなれば信ずべき行為の方向を定むる間は未だ

道徳的の心識と発起せざるべし。一度（たび）その行為の自然の結果を考
附きそれのみを定むる様なりし始めて道徳的の心識
を発起したりと云ふべき外なし。（故ふ）その道徳的の心識
の制裁を思ふ（たる心識の上に加へたるものなり。然らば則ち）今迄只だ外
界の制裁（心識と）
見る作用（ものなり）
とは全く別のものなり。而して右の解釈（えとはる所の）
起原の説明するものは前方（そ）の能釈（たし）
故に若し（その）能釈（たし）ようとし良心の起原を信ずるとは
せばその良心（行為の）
自然の結果を善と悪と（生）る作用

とは別のもの（と見なされる）を得ざるし、

今又少く他の説より云へば（右の解釈を採れば）行為の自然の結果の善悪を見てそれを為して行為の方向を定むる所より吾人の道徳的の心識の存するあれば、只（外界の強迫のみにて使役せられる所の）従随的の過ぎざる良心の作用は絶対に全く無くとも吾人の道徳的の心識は毫も影響する処なく、又吾人の行為の道徳的価値（性質）に於ては毫も損する所なかるべし。即ち道徳的と云ふことは全く別なものと云はざるを得ざるべし。

若し果して行為（今云ふ如く）の自然の結果を善と悪とする作用と良心の作用とが別たるものなれば、此の行為の自然の結果の善悪の判別を為す様なりし乎、善悪を判別する作用の起原（右の解釈を採れば）

1) 此点に就いては後に更に論ずる処あるべし

前者の作用と後者の作用との全く別のものなるべきを立言せんと試みる

行為の目的の結果の善悪を知る作用と良心の作用とは別のものたるべきを立言せんとす

尚問題に答へざる間は良心の起原を説明し了りたりとは言ふを得ずとなれば、吾人が討究の問題たる良心なるものは善悪の判別より離れたる作用にあらずして、その判別を含む作用なればなり。（是れ吾人が第一章に於て既に論述したる所によりて知るべし）

行為の自然の結果を善又は悪と見る心識と良心の作用との関係はつぎ二の説明を構へ（猶ほ本の解釈を採れば）ありべし。（然れども此等の解釈の成り立ちは立言に疑問の点多き為）

一々解釈のマヽは次のごとし

或は思くは云ふ人、行為の自然の結果の善悪は本の解釈を採れば外界の強迫の制造せる所なり」

「せねばならぬ」又「してはならぬ」と心識より

故に「性善」とは心識によりて行為の自然の結果の善悪を知り得べきものにして自然の結果の善き又悪しき行為は必ず右の心識の伴隨せざるべからず

よりて知りてくるを得る即ち確言は陰標の有無によりて水底の錨のあるかを知るが如く右の心識を標として行為の自然の結果の善悪を知り得ると若果して然らば行為の自然の結果の善悪を行為者は心識の作用に待つものにして右の心識の作用を所謂の自然の結果の善悪の判別を為すに過ぎず又は悪しきを為すは必ず右の心識の作用を生せしめたる社會の制裁が自然の結果の悪しきを為すを必ず罰し来り可し而して又社會は実に自然の結果の悪しきを行為を必ず罰し来り又社會の制裁が自然の結果の善きを為すを必ず賞し来りたりと假定し得るのは其社會が陰標の有無を豫めの行為の自然の結果の善悪を豫め思はざるべからず何となれば若し豫めその善悪を豫念の存在し居たりとは只々見当たらざる賞罰したるとの行為の自然の結果の善悪と全く相契合せるかの如きか是れ決して能はざるを知るべしかるに賞罰を施したるとは自然是れ正しく自家撞着の言なるべし如何せん何となれば社會の賞罰強迫の製造なる一種の心識によりて始めて行為の自然の結果の善悪を知り得ると謂ふ説明したればなり故に其説

1) 社會の賞罰の製造物なる「せねばならぬ」又は「してはならぬ」とその心識によりて照らして行為の自然の

明は畢竟するに自家撞着のものたらざるを得ざるなり。

若又偽善を善とし社会の必要の善自然の結果の悪一を行為を罰し又必要の善世又財の行為を賞し罰する処と吾人が善と見とめ悪と見とめる場合あるべき様なし。何となれば吾人の行為の善悪を見とむるは社会の制裁の製造物たる可きのみなれば「下てはふるべし」と云ふ心識よりの外余あるければなり。然るを実際世間者の間には是一も齟齬の生ずる事を如何せん。

結果の善悪を行ひ以前の社会それ来る一個人の上に就いてのみ云ふ可きものなれば人間いかなる一個人のみなれば社会の人々は必ず一個人の自然の結果の善悪と称し乎何は自然の結果の善悪と称するとは意味の相違なる場合あるを明

（社会の賞罰と吾人が善し悪しとめ悪と見とめるとも。）

又思ては或論者は行為の自然の結果を善と見又悪と見るの心識と良心の作用との関係に就いて左の如き説明を為すなり。曰く行為の自然の結果の善悪は外界の強迫の製造物たる可きのみ「下てはふるべし」又「良心のせねばならぬ」と云ふ心識よりの外余あるけれども良心のせねばならぬと命ずるこの取捨直さだけの自然の結果の善なるもの、その「下てはふるべし」と命ずるこの直さだけの自然の結果の悪なるもの即ち「せねばふるべし」との当然の善なるもの

云へば彼此二種あるのみ一種なりとし、若し果て世説明の如くなれば上の解釈に謂所の行為の自然の結果とその居然の結果との区別

は全く無きものとなる人蓋し其解釈を後ハ良心の下てはあらめ世ねハならぬ
と命ずるは社会の制裁、外界の威力の結果命ずる恐懼元服苦痛
を強迫されたる任意の結果に外ならず而して世恐懼
元服苦痛は[illegible]
は社会の整頓と(右の解釈を後ハ)行為の自然の結果なり
すべて外より附け加へられたる偶然の結果に外ならず而して若
し世間偶然の結果(自ら其結果なる所の)良心の為すべしと命ずることが
あるとも直ちに行為の自然の結果の善なるものなりと命ず
ることは出来ざるなり直ちに行為の自然の結果の善なるものと云はんにそを
殊更に自然の結果と名けて偶然の結果と相区別せるの

理あるを見ざる
なり。

右備ある所以を
見れば到底善を必
彼の解釈に外界
の威力の製造物と
なる良心の可し、可
ふべからざる威力と
行為の自然の結果
の善なるに別あり。

(1) 今掲げたる所の論旨を外(偶然)
その偶然の結果とのこと別は只だ見て行為の自然の結果と
結果の区別は善ならざるものは偶然の結果なるものは世五因
然れば善の世界は直接に世界の自然の結果と名づくべし
他人の意志の上に働きて而して世他人の意志よりの結果
なる結果は(間接)に結果のみ世界の
あれば(間)に結果たる特殊なる世界の
なる得べし例へば他人の所為を法律に世界を悪く
世界の(間)に結果たる世界の
と云はば世人の親族と称するもの中なれば世人は只だ立身と
なるあり親族を盗まれたるの感情を充さんとする
種々の[illegible]作動をなすこと能はず而して世作動
なるべし世界の困苦は世界の中の合あるを生ずべし
困苦とその最初の原因たる[illegible]の困苦は他人
等の困苦は[illegible]人の意志の拠まる所なれども夫
人の意志の上に働くこと最初

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たる考説の点を[illegible]
[illegible]は彼と[illegible]の他人を傷る区[illegible]
[illegible]の外なり

若[illegible]免れのみ[illegible]自分の利益[illegible]
[illegible]自身の他人の苦痛を与[illegible]
世苦痛を与[illegible]世間の道を害[illegible]
れば他人の苦痛若しくは損[illegible]
は自身の利益[illegible]
決して許容すべからざる範囲を踏み[illegible]
は厚生[illegible]他人の快楽若しくは厚生[illegible]

又それ自身の[illegible]
[illegible]
[illegible]

疑團を為き起す者あるやを知る可ふず即ち強者が弱者を強
迫するに良心の起因を求むるの考慮を以て対し或は其事の
を遂行を見て或は恐れ或は怒るなり此外物の強迫は彼の考慮
に於て善者の心識の起因を外界の制裁に求めて生じたる一種の
感覚(即ち何となく心よき又心うきを感覚)と帰するに対して
彼の以て良心の起因を説明するに足らざるを示すに外ならざるなり
又世人が為めに心識を義務の衝動を携へ来りて直ちに法
律外界の制裁に基づく苦痛と快楽とを感受したる過去の経
験の結果(即ち世俗賛成なく心よきを又心うきを感覚)と帰するものとの
又彼の考慮(苦くけその或

解釈)に於て一切は為めに又世人が為めにするの心識を義務の衝動
の起因を外界の強迫に帰して今日の言人が良心の命令と称するも
は父母長上政府法律(詰る所は強者)の命令、その威力の範囲を
外にして説くに対して世俗の以て良心の起因を説き明すに
足らざるを示すに外ならざるなり世間の概念の起
因は決して外界の強迫に帰するものにあらざるなり
是れ恰も右の方を撃つ(れたる時)は左に脱れ左の方を撃つ(れたる時)は右
に脱るるに似て若し双方一時に撃つ(れ)ば身の置き所なくして実に苦し
[illegible]ねばならぬ迄に心識を苦痛
外界の強迫制裁に対するに迄ぶべきなり世人とても実に且つしか

説き得ざるの理由なきあるべし。[illegible]やと。此疑問は是れ全く
予輩の論旨を明了せざるより生ずるの過ぎあるべし。予輩の論旨は「な
ぜ」と云ふの心識の起原を外界の強迫に帰するを又多くの心識
の起原を外界の強迫に帰するを出でざるの考説なりと云ふにあり。
世考説の要点に於ては彼も此も更に異る所なく共に良心の起原
を外界の制裁（言ふ換へれば外界より一個人の快苦の感覚に
許す強迫力）に帰するに外ならざるなり。但し一は主として快不快を感
するの上より又一は主として威力を感ずるの上より之を試
みるに過ぎざるのみ。[illegible]れども好[illegible]に予輩の論旨の最も可成簡明に強迫に予輩の意を一層明了せんとを切望する

決して兄長に過ぎざるものと考へ、
先づ「ねばならぬ」（即ち可し、可からず）なる心識の方より言へば若し右の
考説を説くべく此心識は全く外界の威迫より生じて暗に其の威
迫を追想せしむるものなり、その威迫の影法師とも云ふべきものなる過ぎざれば外界の威迫の存せざる
くは影法師とも云ふべきものなる過ぎざれば外界の威迫の存せざる
所（まづ云ふべきなり）にその威迫と共に又之を生ずる心識の体も亦滅
（消滅）し外界の強迫の全く附き添はざる独立の心識
の体は見れども去の快苦の如き[illegible]痕形も若し
此を看破して世俗を脱せる者あれば予輩は世者に向つては
毫も此を可ふすべきなり。却て世者のみを所

の道理を捨て（右の考説を捨て）（は）云はずと云はずと云ふ（其）考説の後は外界の強迫の作用なるべし（まーーー

師の嘱かさんに果まの男を振まの仰て愚の極みと云はざるを得ず。
然れども若し果して之の如くなれば吾人の公道と云ひ正義と云ひ
義務と云ふ心識はその由て来る所を考究すると共に過ぎざるし
半夜の夢の如く全く消滅し去て跡を留めざるを得ず。吾は敢へ問ふ果して吾人の道徳思識は
[illegible]なるもの実に是れ実に吾が事の所見の如く目前一切此点に
至ては吾が事は飽迄一個人の心識に許へ[illegible]決して外界の強迫に
由る偶然の答を得るの道なりと考へるなり。若し外界の強迫に
拘はらず、まことに之れを又て吾人自身は或事を行ふを為さねばならぬ又は為さ
してはならぬと云ふ如きものあるなりと思ふ人あらば其の如き人
[illegible]は右の考説を採るも仍の右の如き所為人が然れども

外界の強迫に拘はらずして吾人は
時あり或事を為さねばならぬと思ふことあり只だ一片
の迷ひよりて然[illegible]るあり心識の道理に拘はらずして然るべきと考へる人々は
吾が事と共に右の考説を決して満足することを得ざるべし吾が事と共に右
の考説を見へ吾人の道徳的心識の起因を起を明らかにせざるは只だ
その心識の存在を否認するものなりと思はざるを得ざるし吾が事は此論拠の
ーに吾人の良心の作用なりとは只だ外界の感迫なりとなすこと能はざるなり
次に吾が事の心識の方に就いて云はん彼の考説の如くば此心識は外界の制裁によりて快不快の感覚を生ずるに

果る外なるおそれ若し或る物に対して現在外界の制裁なきも
之を常に右の経験の結果として世人の心よく苦くはるまで味
ところく感ずるまでは[illegible]
くらちうち此考慮を[illegible]して見れば[illegible]
が或る物に体する性は成程吉人を[illegible]へうる物をなさしめざる
ものの動機はあるべし然れども世動機の強弱は[illegible]右の感
覚の強弱と懸り取[illegible]右の感覚は決して必ずしも場合
強きものにあらず苦きもの世人感覚の強き時は外界の強
迫を受けて[illegible]の感覚に従ひ、みずから[illegible]の感覚に従
ひて行ふべし然れども其感覚は必ずしも強[illegible]又吉人は成るべ

くそれを強くす[illegible]しとは右の考慮に従ってはならず[illegible]を得ず蓋し人は過去の経験
したる外界の制裁の強弱しるべし今は外界の制裁を脱れても
又現に社会の快楽を以て誘ふ又人へ動機過去の制裁の結果な
る彼の「自ら」なる感覚の動機に強き故に[illegible]その動機に従っ
て或事柄をなす又人は現に社会の快楽を以て誘ふ方を却て
強く感じ[illegible]それに従って自ら社会の制裁に従って或る物をなす
[illegible]彼を見て[illegible]此を捨てるべきものなるべし[illegible]彼の考慮
[illegible]は右両者の間に是非の[illegible]正邪を立
つるの理由を発見せざるべし[illegible]設の[illegible]者の快的感覚と後者の快
的感覚とは其強弱に於て[illegible]品のあるべきものなり其後

数多に於て人差別あるとすれば兎角苦痛と苦痛の是非の区別を立つるの理由は（右の考説の淵源より見れば）決して善き也、要するに右の考説を終に善又は悪と名くる心識が詰る如は外界より強迫を以て感ぜしめたる快苦の感覚の痕跡の外なるべしと雖も其感覚の今現の外界の強迫より直接に感ぜしめ快苦の感覚を起す事柄と現在外界の強迫の快心を生ずるとの一点のみ異なるのみ、而して今現の外界の強迫より直接に感ぜしめらるる快不快の感覚と往時の強迫の痕跡なる快不快の感覚とを共に善悪の区別を立つる柄と謂へば今日は昨日の事柄と謂へば今日は昨日の事柄と感ずる快不快の感覚の二方を共に善悪の区別を立つる柄と謂へば右の考説に於ては決して説明し得ざる也、或人は言はん曾て外界の感覚の強迫の体験事柄と謂へば今感ずる快不快の感覚は其感覚を生ずる柄を謂へば今感ずる快不快の感覚を経験せし結果として今の行況その感覚を暗ずる感覚の折況に変なる右の快不快の感覚と謂へば順のべしと云ふ心識を生ずべし、而して現の外界の感覚の強迫より直ちに生ずる快不快の感覚と謂へばそのべしと云ふ心識を生ずべしと只云ふのみ、あたる外界の強力を以て強ひて其感覚を生ずるの如きものにて其心識は只と右の如き感覚の強迫の経験の結果を有する人々なるのみ謂へべしと云ふ人間の一般

此べしと云ふ心識は只と右の如き感覚の強迫の経験を明白なるべし

[illegible]する「べし」あるべし（例へば或事柄を[illegible]甲は（なる人）外界（現ふ）の制裁なきも何となく不快の感覚を深くおぼゆる[illegible]乙なる人はその如き感覚を深くおぼゆることなく傷せよ、然る時は甲と乙とはその不快の感覚（即ち外界（現ふ）の制裁）の不快の感覚）とは比べて一種の価値（おもくべしとする）を有するなり人言の掩くれば（紛く）外界の制裁のようしまるる不快の感覚を去りても甲は狂ほ（紛く）彼の「何となく楽味（ろく」思はるゝの感覚を順ひて我が為を左右すべきを感ずるなり人然しこれ為にても主張り甲くしか感ずべきを答とは云ふを得ざるべし又乙のその感ずるの程度（即ち外界の感覚の程

験）を有せざれはとてそを[illegible]ろくしとは云ふを得ざる（即ち）人が或事を善と思ひ他人の一か思はざるもどちらを是とも非とも云ふを得ず、如何なる人も善と思へばなほとは云ふを得ず寧ろ他人考説を尽くせば善と思へい思へば思ふ及ばずと云はざるを得ずどちらを非とも定むべき理由[illegible]ちーと云はざるを得ず要するに彼の考説を待つは善悪も苦と一人一個のつまり又悪と止まるべし又その時々の善又悪と思はるゝ止まりて毫も一定の標準なきを知るべし故に詰る所彼（我）の希臘のソフィスト」等の称（たる道徳上極端の懐疑説、寧ろ破壊説となるを得ざるなり

今三世界の説を再言せ（更ふ）

は若し吾人の或るを善と悪と思ふの心識は全く外界の制
裁に依りて生ずるものにして結果なるのみ善と悪とのみ思
ふの心識を今後も牧ほ〳〵強めんとせば人の家庭の家庭なる道徳心を
農ふの家庭に物の道理なるを知らんし又我が善と
見又悪と見るとは我人の善又悪なるとの心も苦々消滅せざるを得ず必ず吾人の心のあり得るは吾人の
未だ我良心の命ずる善悪を判別する心識の由て来る所を知
ふざる間のみなりし若し一旦之を知るは空華を見て実の華
と思ひ縄を見て蛇と思ふが如く一般その迷惑は忽ちに
失せ去るべし　吾人の道徳的心識は果して斯のごときものたるべ
し

此終極の疑問は（あるを云ひ）吾人銘々の心識を顧みるに
外なるを決せざるの全なかるべし若し我心識を顧みて正さ
ば斯のごときものなりと思ふ人あらば不幸は共人に向つては
最早辯論の要なかるべし（かるべし）蓋し辯論の得て説伏すべきを限り
あるべきを也
右の如く予の彼の良心起原の考説を評して世説の結局は道
徳上の懐疑論、破壊論なる隙なきを知るべし
人は問ふて曰ふ其説を辯護して次の如くと云ふなり右の考説を信
ずるは道徳上実行の正論を立て得らるるあるべし其考説を信
ずるは道徳上実行の正論を立て得らるるあるべし其考説を信
ずるは善悪の判別を見て只と全く人と時とを信ず

すべて意味の一致の所なきものとなるものあり、固より今日我等の見る喜怒の差別は我等又我等の祖先の外界の制裁を経験せしより、一人一人に取りて漸々に生じ来りたるものなれども、其度なるや、甚だ多く異れるものなり、却て一社会に属するものは略ぼ同一の趣ありて、而して其経験に得る結果も亦略ぼ同一の趣なるべし、只だ一社会のみならず、人類倫理の発達に寄与する強者の弱者を圧する制裁の趣も多少相同き所あるを見るべし、其等相同き所よりしたる経験の結果を見るに道徳上の定則と云ふべきものあり、蓋し強者が弱者を制裁を施すの趣は種々相異なれども性質の為に古今東西を通じて全く同一不変なる所とては寡なきが如し